

ひらつか男女共同参画プラン2024

【素案】

～誰もが個性と能力を発揮し、

自分らしく活躍できる

ジェンダー平等のまち ひらつか～

令和5年（2023年）11月

平塚市

目次

施策の体系	1
-------	---

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	6
3 計画の期間	7

第2章 平塚市の現状

1 人口の状況	8
2 固定的な性別役割分担意識の改革	10
3 意思決定過程におけるジェンダー平等の推進	15
4 様々な分野における女性の活躍推進	20
5 ワーク・ライフ・バランスの推進	24
6 心とからだを大切にする環境づくりの推進	28

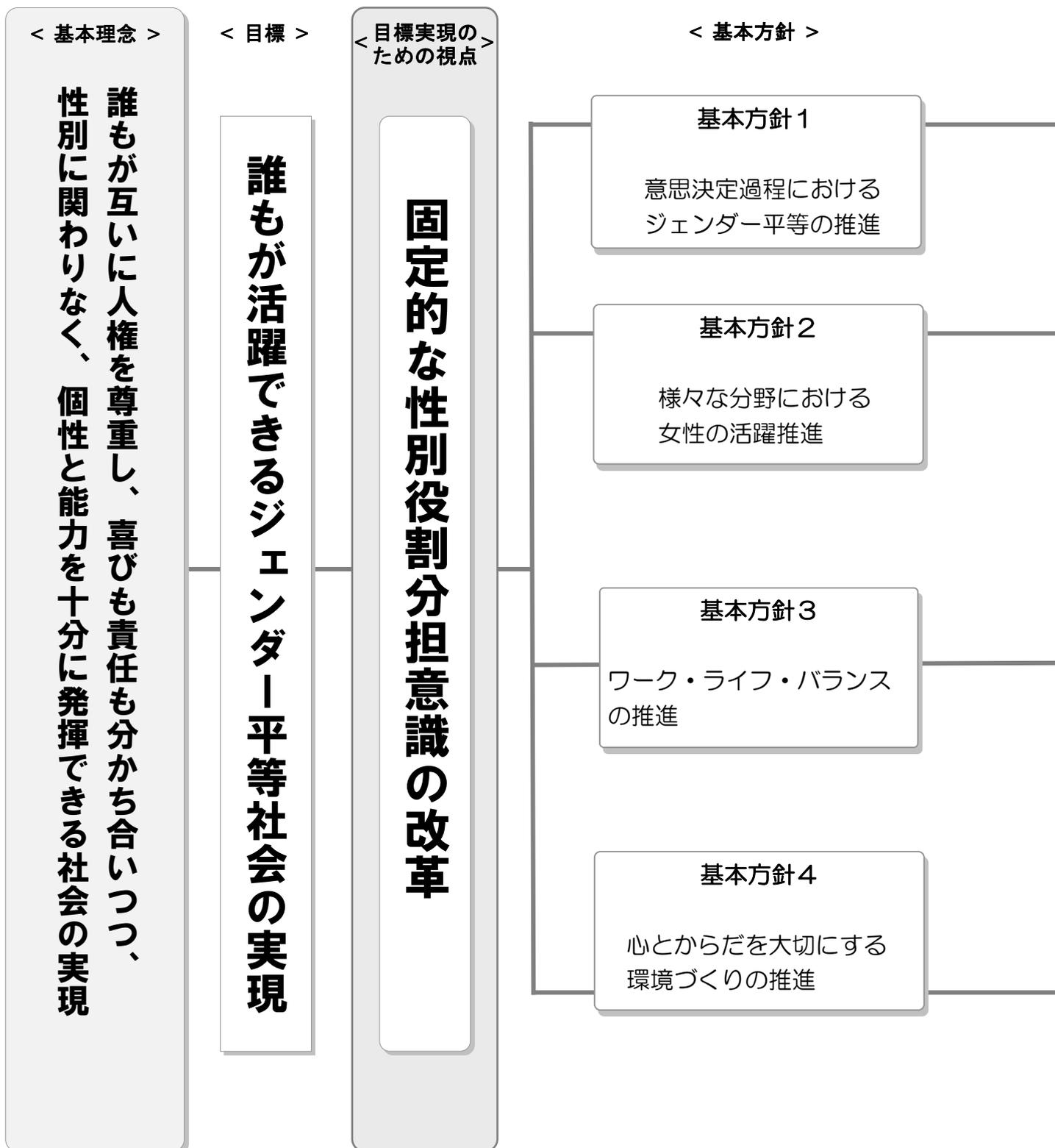
第3章 施策の展開

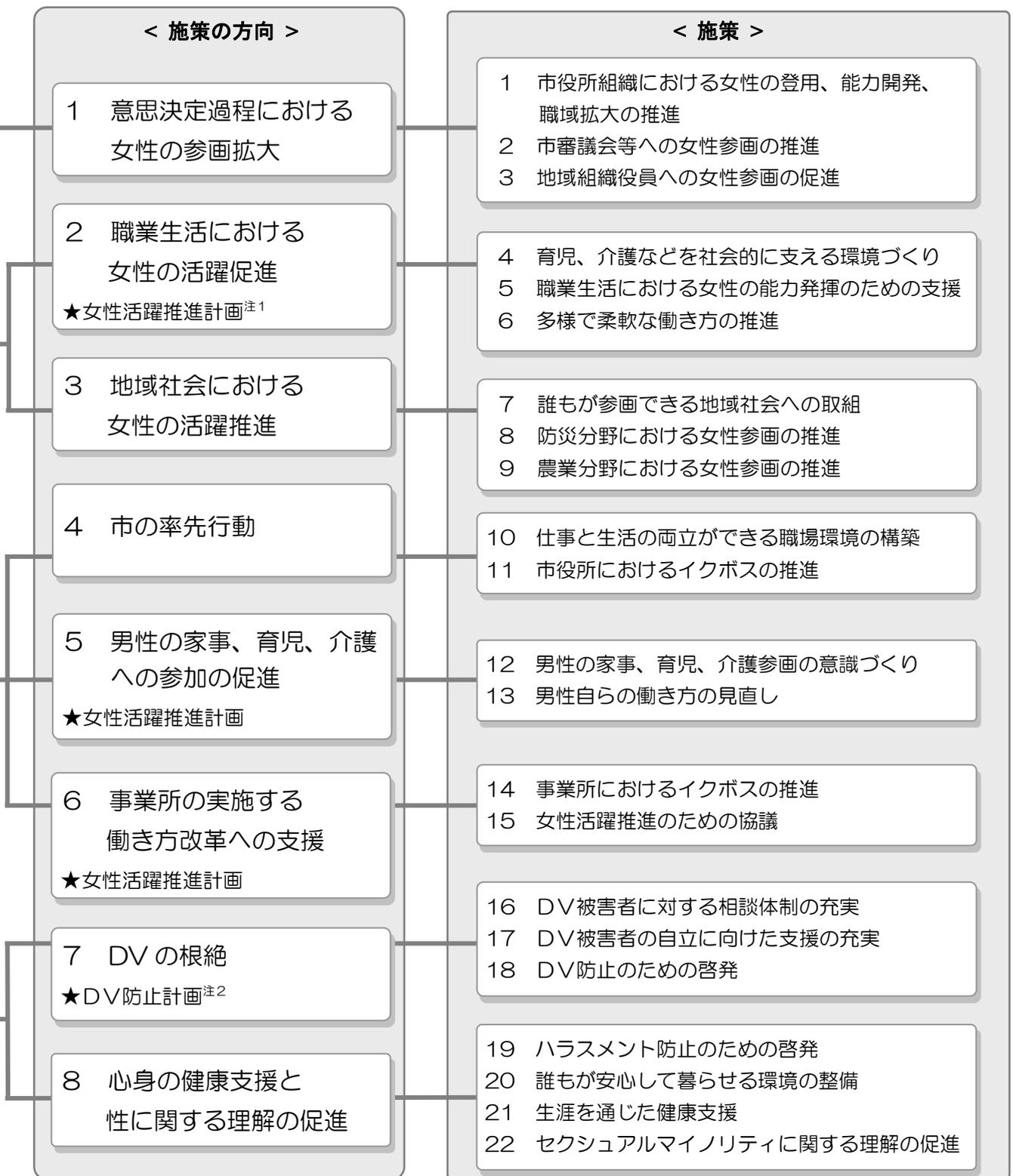
1 計画の基本理念	36
2 目標実現のための視点	37
3 施策の内容	
基本方針1 意思決定過程におけるジェンダー平等の推進	38
基本方針2 様々な分野における女性の活躍推進	41
基本方針3 ワーク・ライフ・バランスの推進	46
基本方針4 心とからだを大切にする環境づくりの推進	51

第4章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制	58
2 計画の進捗管理	60

施策の体系





注1 女性活躍推進計画：「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画

注2 DV防止計画：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画

第1章

計画の策定にあたって

1 計画の背景と趣旨

本市では、平成4年（1992年）に女性の地位向上と自立を図り、豊かな男女共同参画社会の実現を目指し、21世紀の創造とうるおいのあるまちづくりに向けて「湘南ひらつか女性プラン」を策定しました。その後、国や県の男女共同参画基本計画、平塚市総合計画、社会情勢の変化、そしてプランの進捗状況や課題、市民意識調査の結果などを踏まえ、本市の男女共同参画施策が着実に推進されるようプランの改定を行ってきました。

平成29年2月、現行プランである第4次計画「ひらつか男女共同参画プラン2017」を令和5年度までの7年計画として策定し、令和3年には後期に向けた見直しを行うなど、市民、事業所、地域そして関係団体と市が力を合わせて様々な事業に取り組んできました。そして、この間、次のような社会情勢の変化が生じました。

(1) SDGs（Sustainable Development Goals）に関する気運の高まり

平成27年（2015年）9月、国連サミットにおいて国連加盟国の全会一致でSDGs（持続可能な開発目標）が可決され、近年、日本においてもその気運が高まってきました。17の目標のうち、5番目の目標「ジェンダー平等を実現しよう」には、ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントが掲げられ、「すべての女性に対する差別や暴力をなくすこと」や「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定における女性の参画とリーダーシップの機会を確保すること」など9個のターゲットで構成されています。



ジェンダー平等：性別には、生まれつき持った生物としての性別をさす「セックス」と、社会通念や慣習の中で作り上げられた男性像、女性像といった「ジェンダー」があります。「ジェンダー平等」とは、誰もが性別に関わりなく、人権が守られ、平等に機会が与えられること、また、多様な性を認め合うことも含まれています。



(2) オンラインを活用した「働き方改革」の推進

令和元年（2019年）、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするために、「働き方改革関連法」（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）が施行されました。その後、世界的に新型コロナウイルス感染症が流行し、感染拡大を防止するための「新しい生活様式」と呼ばれる行動指針が国から示され、オンラインを活用した会議やテレワークが推進されました。

(3) 人生100年時代の到来

日本における人口減少と高齢化の流れは止められず、2013年（平成25年）に平均寿命が男女ともに80歳を超え、『人生80年時代が到来した』と報道されました。100歳以上の人口についても急速に上昇しており、本市では1989年（平成元年）には6人でしたが、2023年（令和5年）には233人に達しており、約39倍に増加しました。急速な高齢化の流れの中では、人生80年時代はもはや一昔前のこととして、これからはまさに、『人生100年時代』が到来しようとしています。

(4) 育児休業取得の促進

令和4年（2022年）、育児休業をより取りやすくするために、「改正育児・介護休業法」（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律）が施行されました。同年10月には「産後パパ育休」（出生時育児休業制度）が創設され、育児休業を小分けに取得することが可能になるなど、仕事と育児が両立できるよう法律が整備されました。

(5) 困難な問題を抱える女性への支援

令和4年（2022年）、生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など、性差に起因して起こる問題を抱える女性を支援するために、「困難女性支援法」（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）が成立しました。女性が抱える問題は、近年、複雑化、多様化、複合化し、支援の強化が喫緊の課題となっており、「民間団体との協働」といった新たな視点も取り入れた支援の枠組みを構築しています。

(6) セクシュアルマイノリティに関する理解の促進

令和5年（2023年）、セクシュアルマイノリティに関する理解を広めるために、「LGBT理解増進法」（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）が施行されました。セクシュアルマイノリティは、少数派であるがため、周囲の理解不足や偏見・差別から様々な困難に直面しており、正しい知識の普及啓発や情報発信を継続して取り組む必要があります。

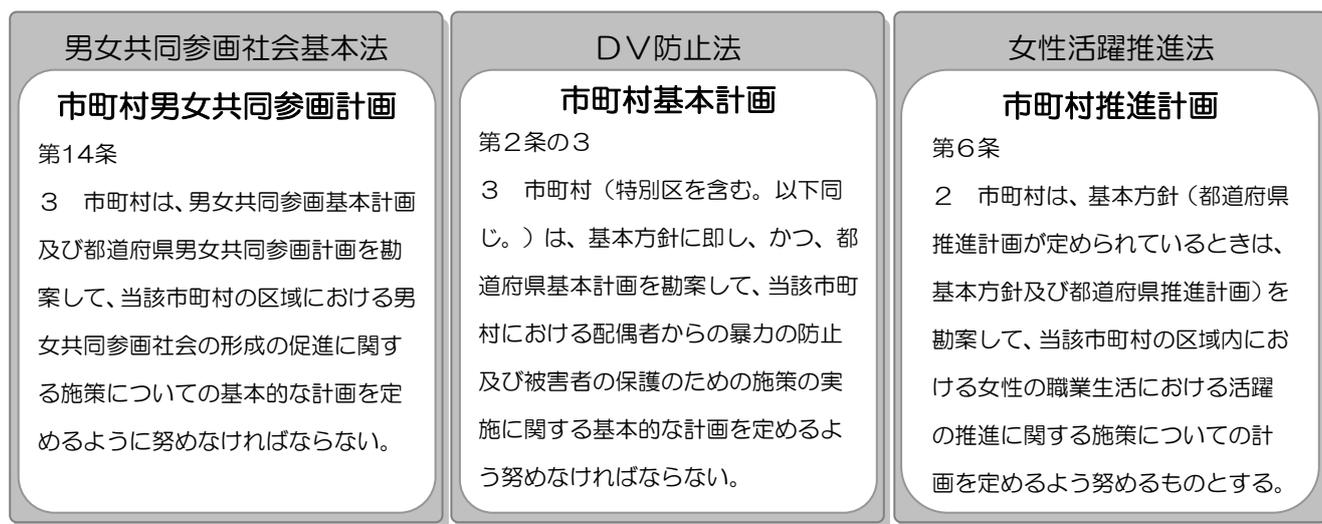
(7) DV（配偶者等からの暴力）対策の強化

令和5年（2023年）、DV（配偶者等からの暴力）対策を強化するために、「改正DV防止法」（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律）が成立しました。加害者のつきまといなどを禁止する「保護命令」の要件として、物理的な暴力だけでなく、言葉や態度による精神的な危害が加えられました。

このような社会情勢の変化や現行プランの進捗状況、令和4年（2022年）9月に実施した「平塚市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果、「ひらつか男女共同参画推進協議会」及び「平塚市男女共同参画管理会議」の意見を勘案し、これまでの取組をさらに推進していくため、令和6年度（2024年度）から令和13年度（2031年度）までの8年間を期間として、新たに「ひらつか男女共同参画プラン2024」を策定しました。

2 計画の位置づけ

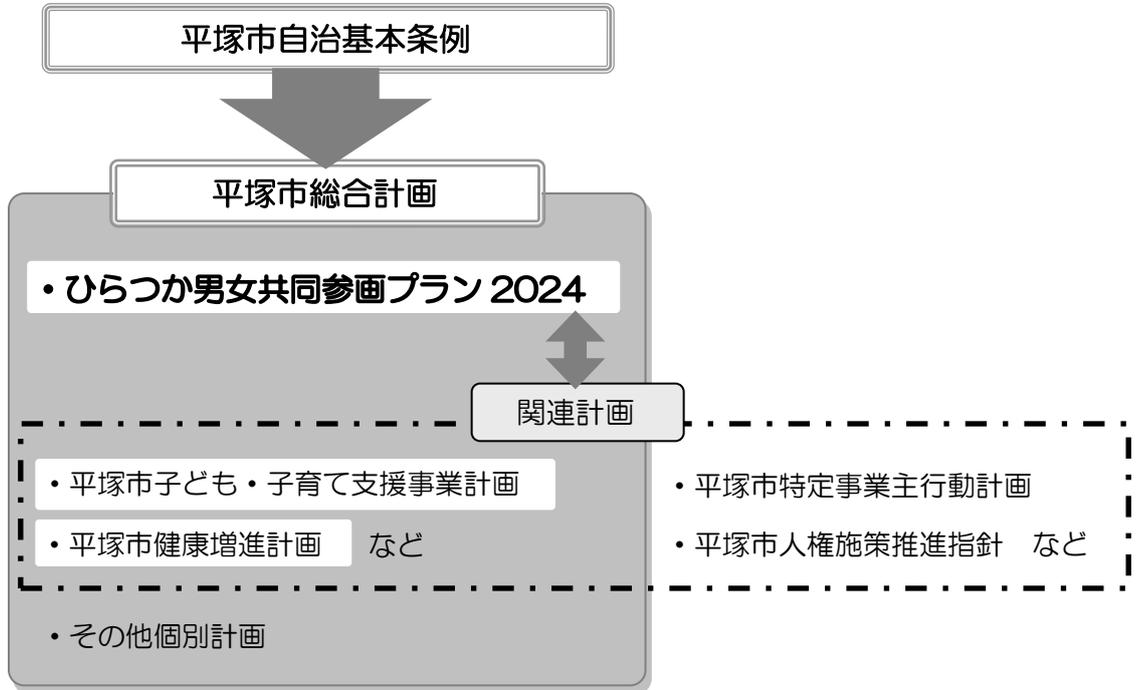
- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定された、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。
- (2) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に規定された市町村基本計画を兼ねるもので、次の箇所が該当します。
- ・基本方針4 施策の方向7
- (3) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に規定された市町村推進計画を兼ねるもので、次の箇所が該当します。
- ・基本方針2 施策の方向2
 - ・基本方針3 施策の方向5、施策の方向6



ひらつか男女共同参画プラン 2024



(4) また、この計画は、平塚市自治基本条例に基づく平塚市総合計画の個別計画です。



3 計画の期間

計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和13年度（2031年度）までの8年間とし、前期を令和9年度（2027年度）までの4年間、後期を残りの4年間とします。

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)
ひらつか男女共同参画プラン2024							
前期				後期			
				見直し			

第2章

平塚市の現状

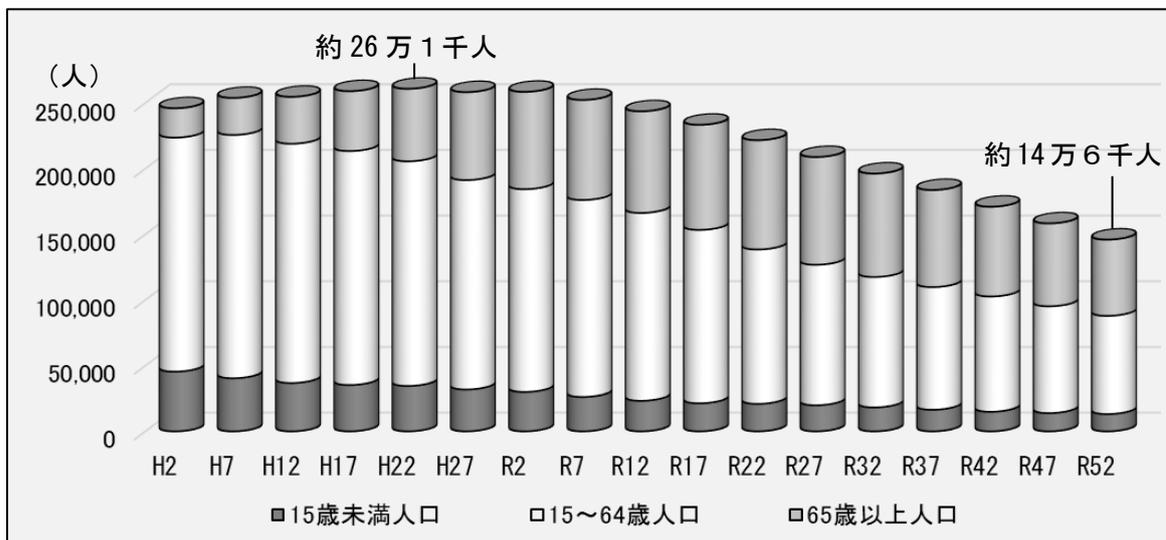
1 人口の状況

本市の総人口は、平成22年の約26万1千人をピークに減少傾向に転じており、令和5年1月1日現在では約25万8千人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計を参考に、本市独自で出生・死亡や転出入という二つの人口変動要因の将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計すると、令和52年(2070年)には約14万6千人にまで減少すると見込まれます。

なお、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)は減少しているのに対し、老年人口(65歳以上)は令和22年(2040年)まで増加すると見込まれます。

総人口・年齢3区分別人口の推移

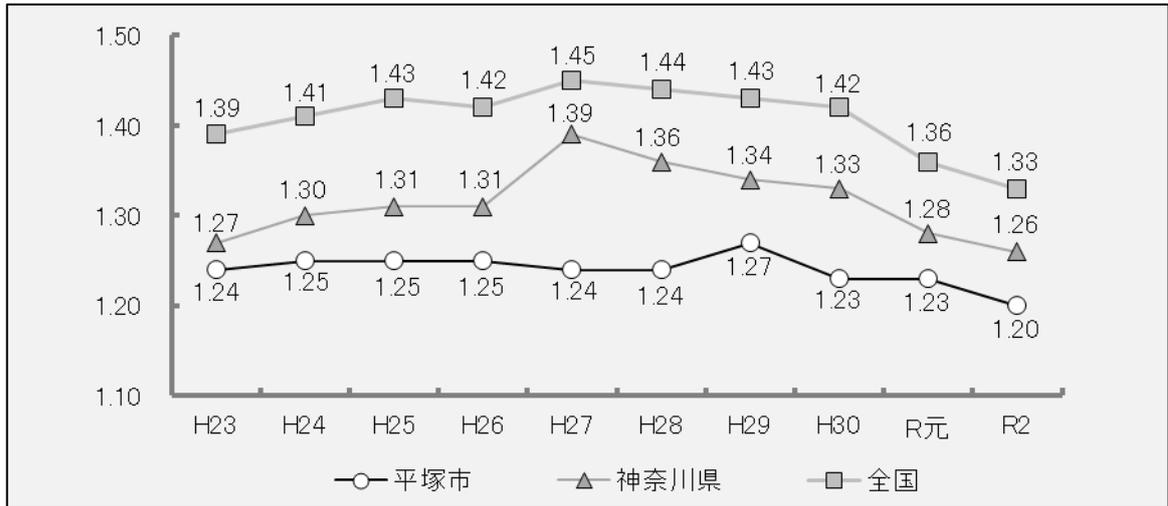


出典：総務省「国勢調査」、本市独自推計を基に作成

※ 上記の総人口・年齢3区分別人口の推移は、国立社会保障・人口問題研究所の推計(令和5年中に公表予定)を踏まえ、修正要否を検討する予定です。

本市の合計特殊出生率*は、平成 29 年に 1.27 まで上がりましたが、その後、減少して令和 2 年は 1.20 まで下がっています。全国及び神奈川県も減少傾向になっており、令和 2 年はそれぞれ 1.33、1.26 となっています。

合計特殊出生率の推移



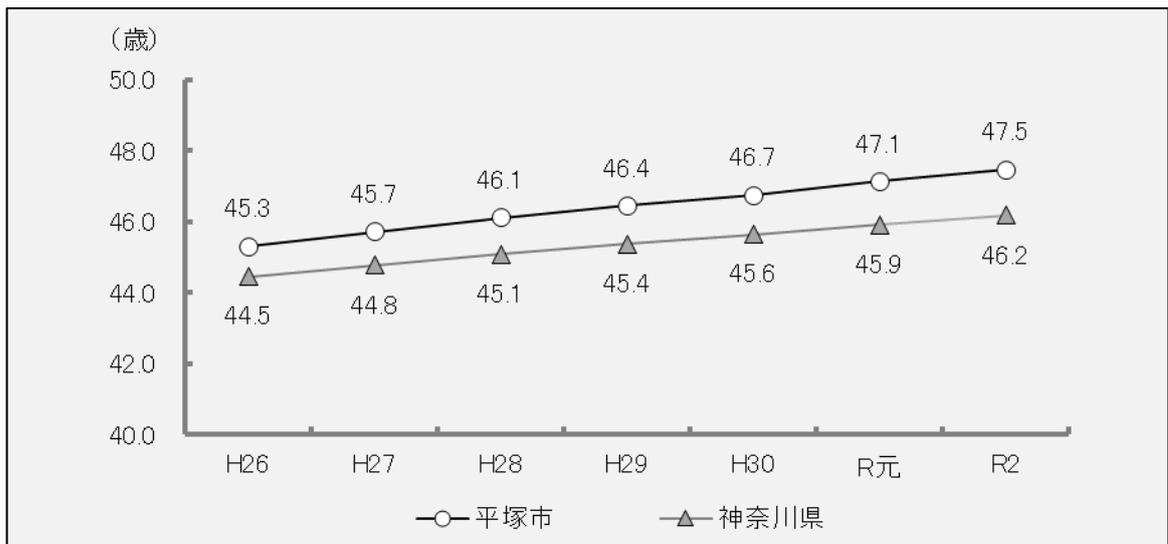
出典：神奈川県衛生統計年報（令和 2 年）、人口動態統計（令和 2 年）

※ 合計特殊出生率

1 人の女性が生涯に産むと推計される子どもの数

本市の平均年齢は、上昇傾向であり、令和 2 年に 47.5 歳まで上がりました。神奈川県も同様に上昇傾向になっており、令和 2 年に 46.2 歳まで上がっています。

平均年齢

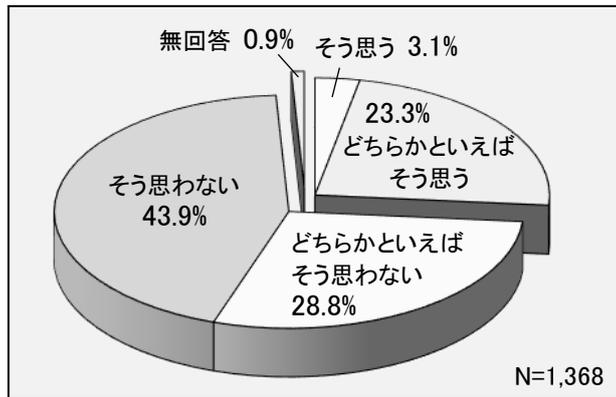


出典：神奈川県衛生統計年報（令和 2 年）

2 固定的な性別役割分担意識の改革

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方については、「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」の肯定的な意見は 26.4%、「どちらかといえばそう思わない」及び「そう思わない」の否定的な意見は 72.7%で、否定的な意見が肯定的な意見の約 3 倍となっています。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について



出典：平塚市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和4年度）

性別／年代別

性別にみると、女性、男性ともに「そう思わない」が最も高くなっていますが、次いで高いのは、女性は、「どちらかといえばそう思わない」、男性は、「どちらかといえばそう思う」及び「どちらかといえばそう思わない」となっています。

年代別にみると、全ての年代において「そう思わない」が最も高くなっており、20 歳代以下（56.9%）が最も高く、年代が上がるにつれて、徐々に低下しています。

		N	【肯定的】	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	【否定的】	無回答
全体		1,368	【26.4%】	3.1%	23.3%	28.8%	43.9%	【72.7%】	0.9%
性別	女性	777	【22.0%】	1.9%	20.1%	29.3%	47.6%	【77.0%】	1.0%
	男性	587	【32.4%】	4.6%	27.8%	27.8%	39.2%	【67.0%】	0.7%

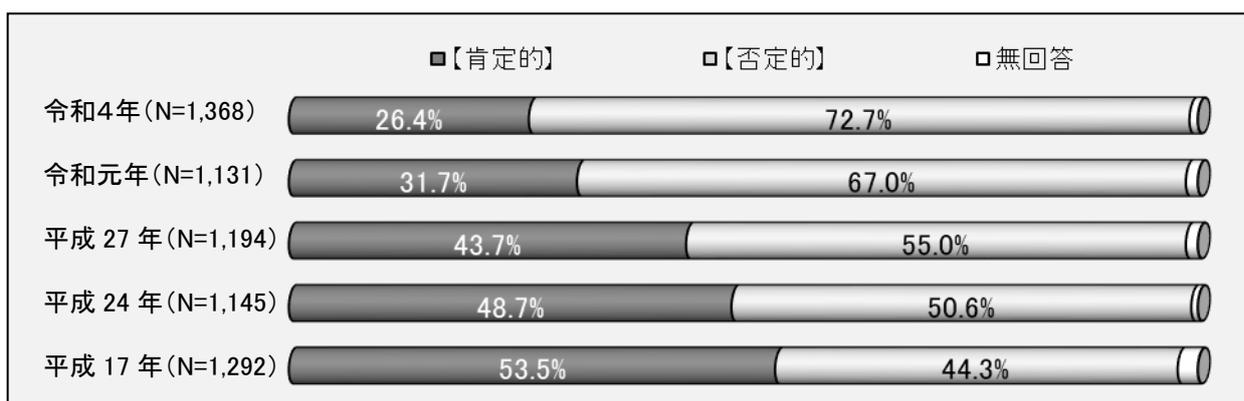
		N	【肯定的】	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	【否定的】	無回答
年代別	20歳代以下	144	【10.4%】	1.4%	9.0%	31.3%	56.9%	【88.2%】	1.4%
	30歳代	148	【25.7%】	2.0%	23.6%	23.0%	51.4%	【74.3%】	—
	40歳代	226	【25.7%】	3.1%	22.6%	25.2%	48.7%	【73.9%】	0.4%
	50歳代	295	【26.4%】	2.0%	24.4%	28.5%	44.1%	【72.5%】	1.0%
	60歳代	257	【24.9%】	4.3%	20.6%	33.9%	40.9%	【74.7%】	0.4%
	70歳代	298	【36.2%】	4.4%	31.9%	29.2%	32.9%	【62.1%】	1.7%

出典：平塚市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和4年度）

※ 市民意識調査報告書において、図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。性別や年代の設問を無回答等の場合があるので、全体のnと、その内訳のNの合計が合わない場合があります。

経年比較

平成17年度調査では肯定的な意見（53.5%）が否定的な意見（44.3%）を9ポイント上回っていましたが、平成24年度調査では否定的な意見（50.6%）が肯定的な意見（48.7%）を1ポイント上回りました。その後、平成27年度は11ポイント、令和元年度は35ポイント、令和4年度は46ポイント、それぞれ否定的な意見が肯定的な意見を上回っています。



出典：平塚市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和4年度）

各分野における男女の地位・立場については、「学校教育の場」で「平等である」の割合が61.0%と最も高くなっています。また、全ての分野において「男性優位」及び「どちらかといえば男性優位」の男性優位感が、「女性優位」及び「どちらかといえば女性優位」の女性優位感より高くなっています。

各分野における男女の地位・立場について

N=1,368

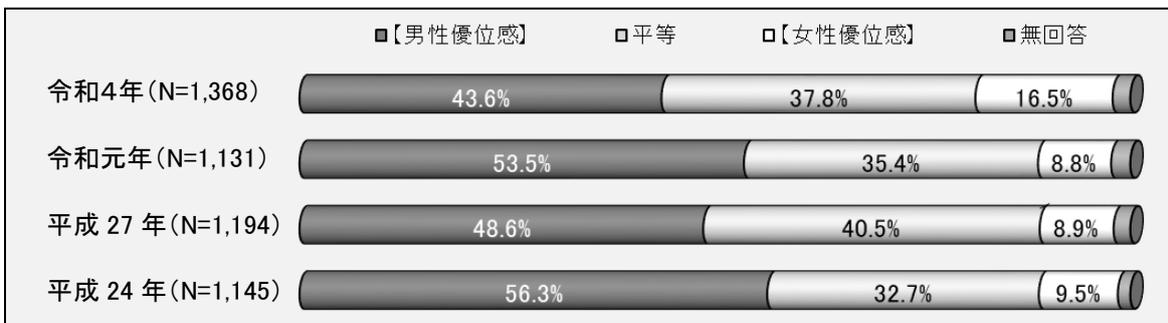
	【男性優位感】	男性優位	どちらかといえば男性優位	平等	どちらかといえば女性優位	女性優位	【女性優位感】	無回答
① 家庭生活	【43.6%】	8.3%	35.3%	37.8%	13.2%	3.4%	【16.5%】	2.1%
② 職場	【61.8%】	19.0%	42.8%	28.4%	2.5%	1.1%	【3.6%】	6.2%
③ 学校教育の場	【26.1%】	3.9%	22.2%	61.0%	2.6%	0.2%	【2.9%】	10.1%
④ 政治の場	【86.7%】	51.2%	35.5%	9.0%	0.1%	0.1%	【0.2%】	4.1%
⑤ 法律や制度上	【59.7%】	18.7%	41.0%	30.0%	4.5%	0.6%	【5.1%】	5.1%
⑥ 社会通念・慣習・しきたり	【78.5%】	27.6%	51.0%	15.9%	1.2%	0.3%	【1.5%】	4.1%
⑦ 地域活動	【41.3%】	8.6%	32.7%	42.5%	10.5%	1.2%	【11.8%】	4.5%

出典：平塚市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和4年度）

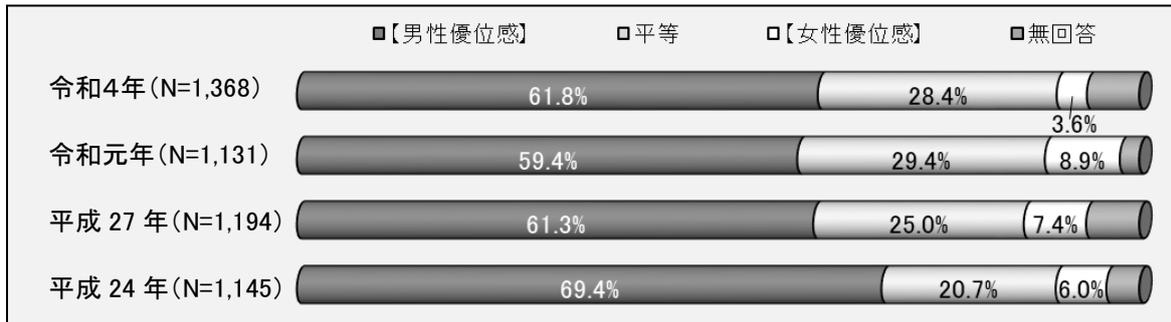
経年比較

令和4年度調査における「①家庭生活」について、【男性優位感】は43.6%と、前回調査（53.5%）から9ポイント下がり、【女性優位感】は16.5%と、前回調査（8.8%）から7ポイント上がっています。

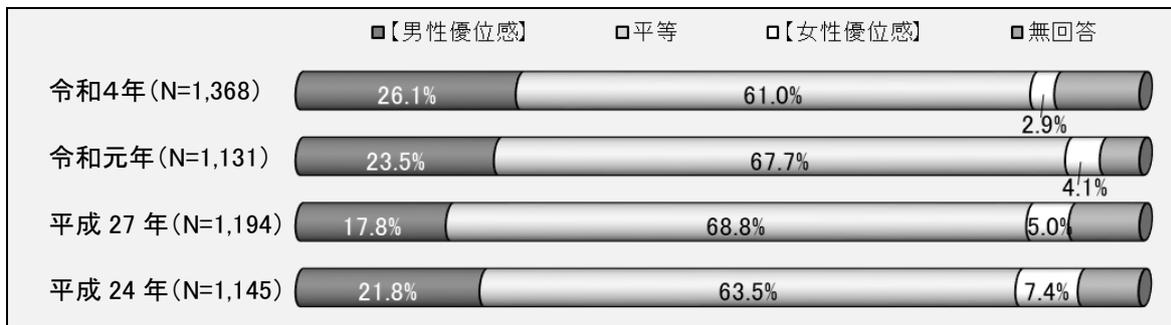
① 家庭生活



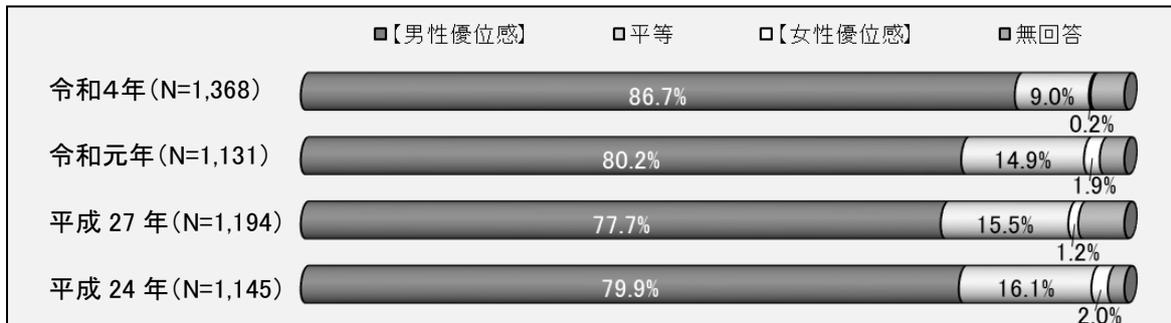
② 職場



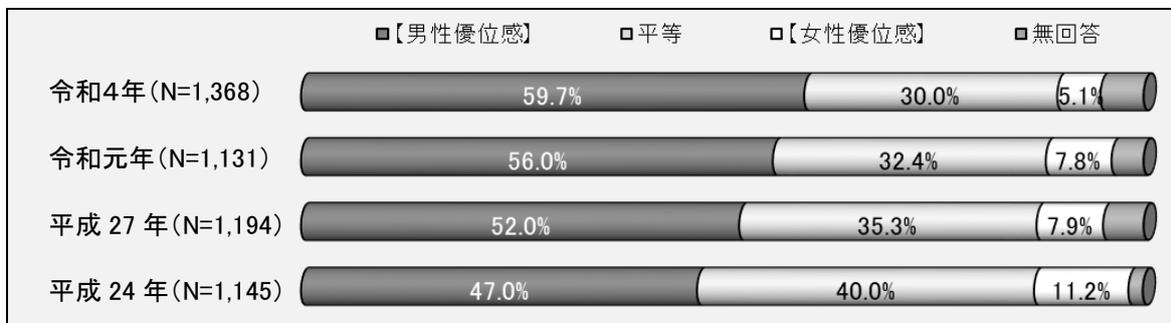
③ 学校教育の場



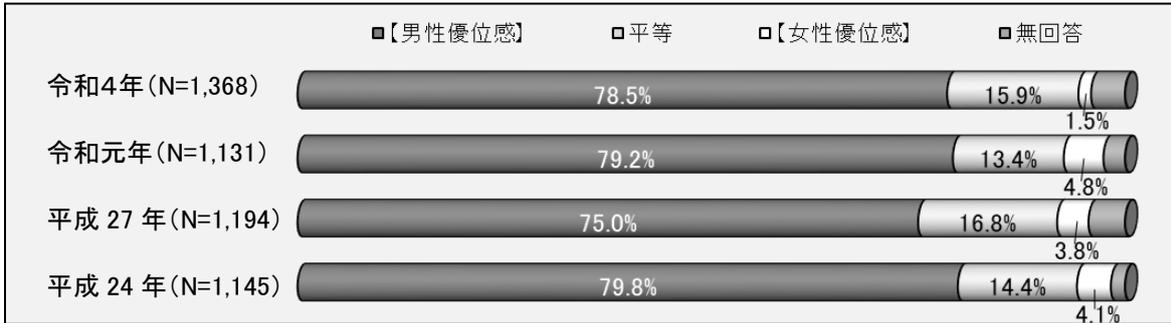
④ 政治の場



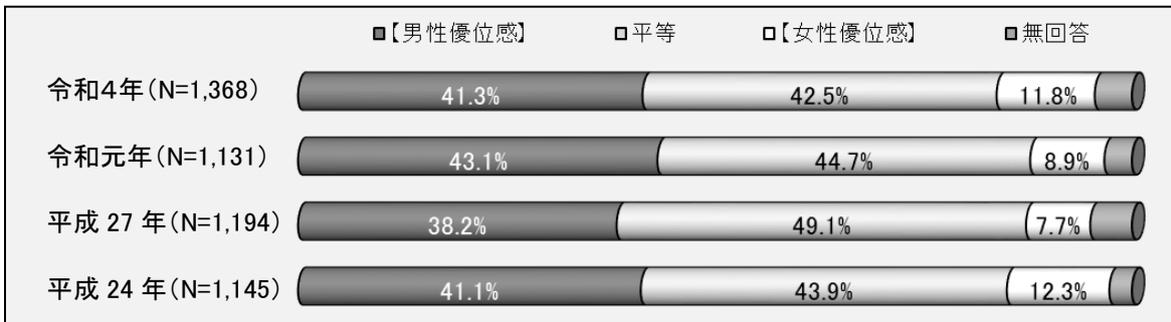
⑤ 法律や制度上



⑥ 社会通念・慣習・しきたり



⑦ 地域活動



出典：平塚市男女共同参画に関する市民意識調査報告書(令和4年度)

課題の検証

○固定的な性別役割分担意識の改革

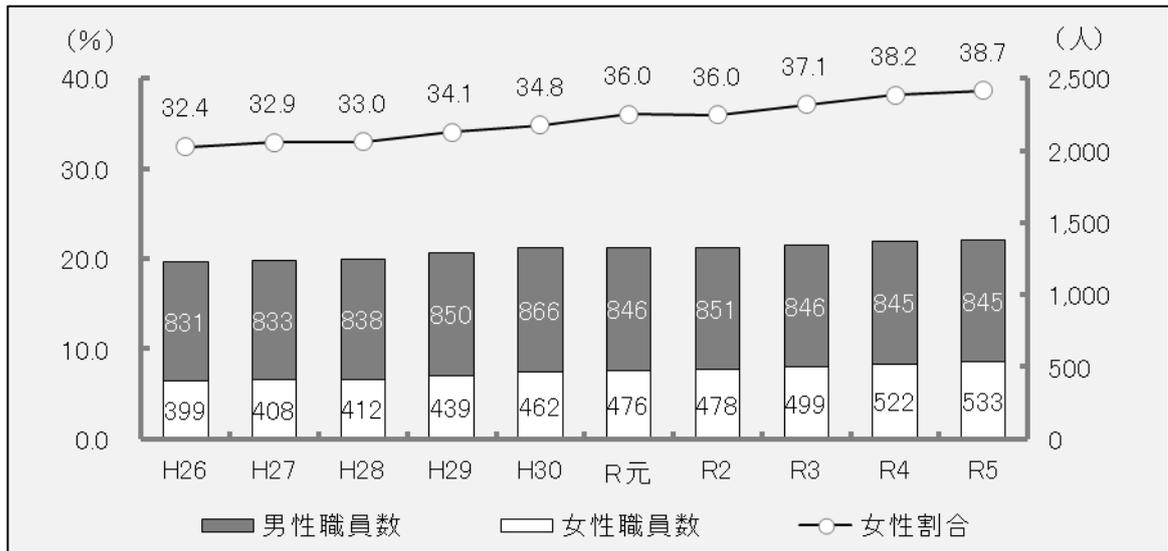
令和4年度調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識について、否定的な意見が72.7%と7割を超え、令和元年度調査(67.0%)と比較して、5ポイント上がりました。性別にみると、女性は55ポイント、男性は34ポイント、否定的な意見が肯定的な意見をそれぞれ上回りました。また、各分野における男女の地位・立場について、令和元年度調査と比較すると、男性優位感は、「家庭生活」、「社会通念・慣習・しきたり」及び「地域生活」で下がり、特に「家庭生活」は9ポイント下がりました。このような調査結果には、若い世代を中心に、生活様式や働き方についての考え方が多様化することで、職業観・家庭観が大きく変化してきたことが背景にあると考えられます。

ジェンダー平等社会を実現させるためには、固定的な性別役割分担意識の見直しにつながる、身近で実践的な幅広い世代に分かりやすい啓発活動を引き続き進めることが必要です。

3 意思決定過程におけるジェンダー平等の推進

本市の一般行政職[※]における女性職員の割合は年々増え続けており、平成26年は32.4%でしたが、令和5年は38.7%と10年間で6ポイント上がっています。

市（一般行政職）の職員における女性の割合

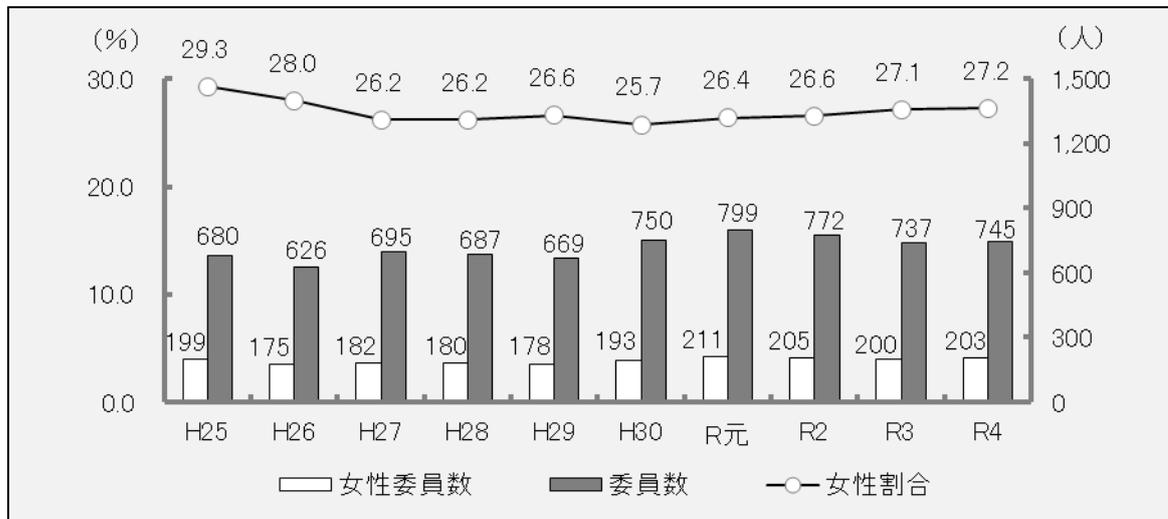


出典：平塚市職員課資料

※ 一般行政職 再任用職員、幼稚園教諭、消防職及び医療職を除いた行政職員

本市の審議会等[※]における女性委員の割合は、微増しており、令和4年は27.2%まで上がりましたが、国や県と比べて低い状況にあります。

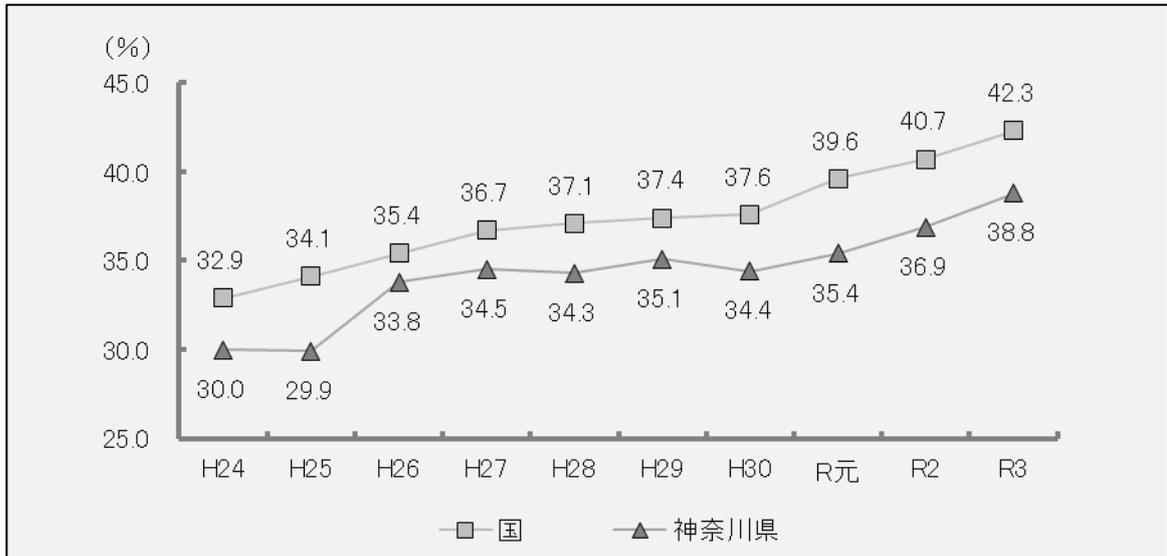
市審議会等における女性委員の割合



出典：平塚市行政総務課資料

※ 審議会等 本市では、法及び条例で設置する附属機関並びに意見聴取のために行う懇話会のこと

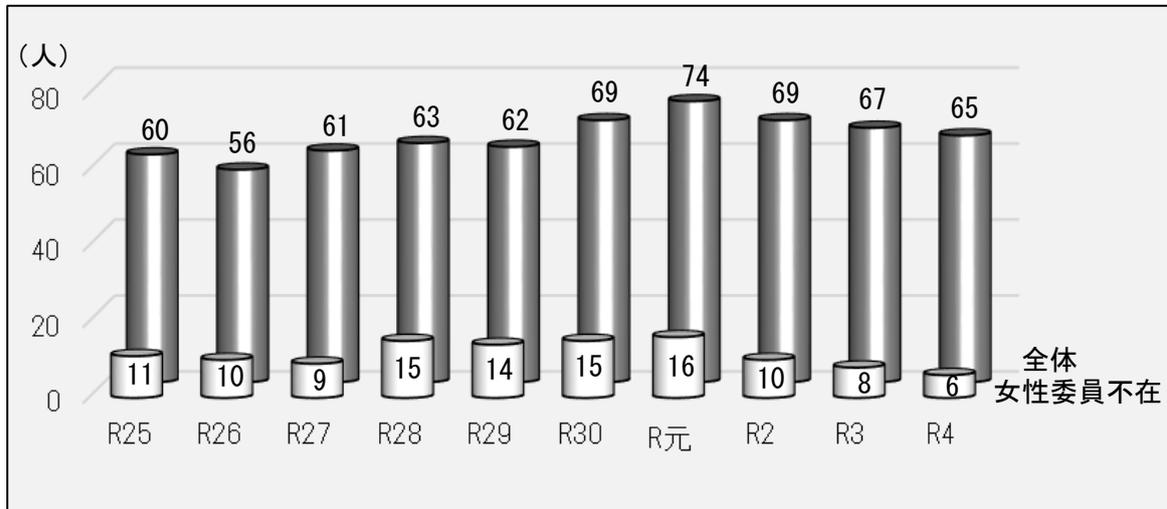
国・県の審議会等における女性委員の割合



出典：審議会等における女性委員の参画状況調べ、県ホームページ「審議会等における女性委員の割合について」

女性委員が一人もない市審議会等の機関数（現在活動していない審議会等を除く。）は、令和元年に16機関ありましたが、それ以降は減少しており、令和4年は6機関まで減っています。

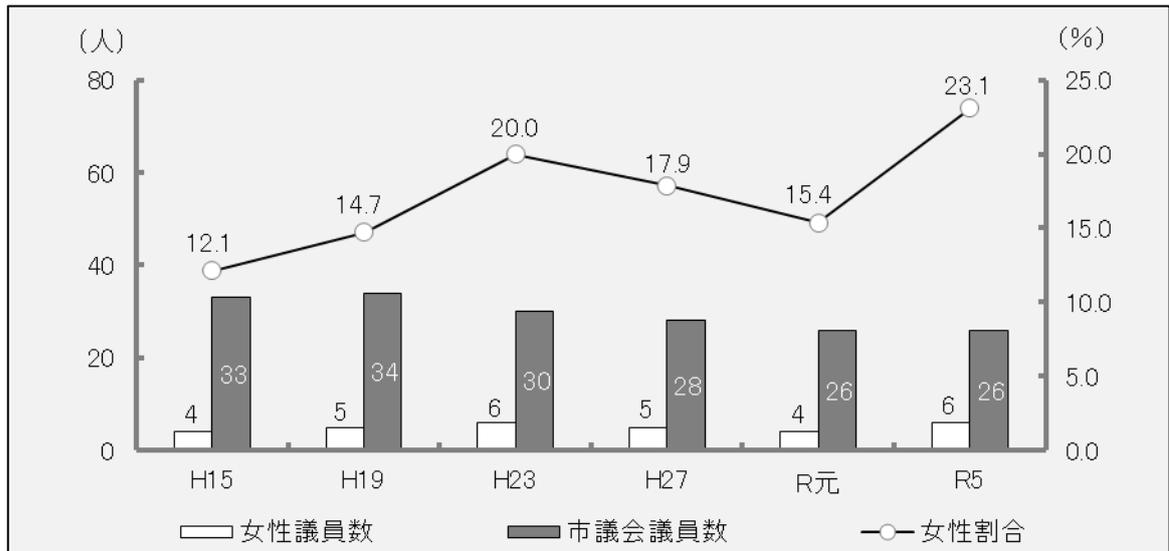
女性委員のいない市審議会等の機関数



出典：平塚市行政総務課資料

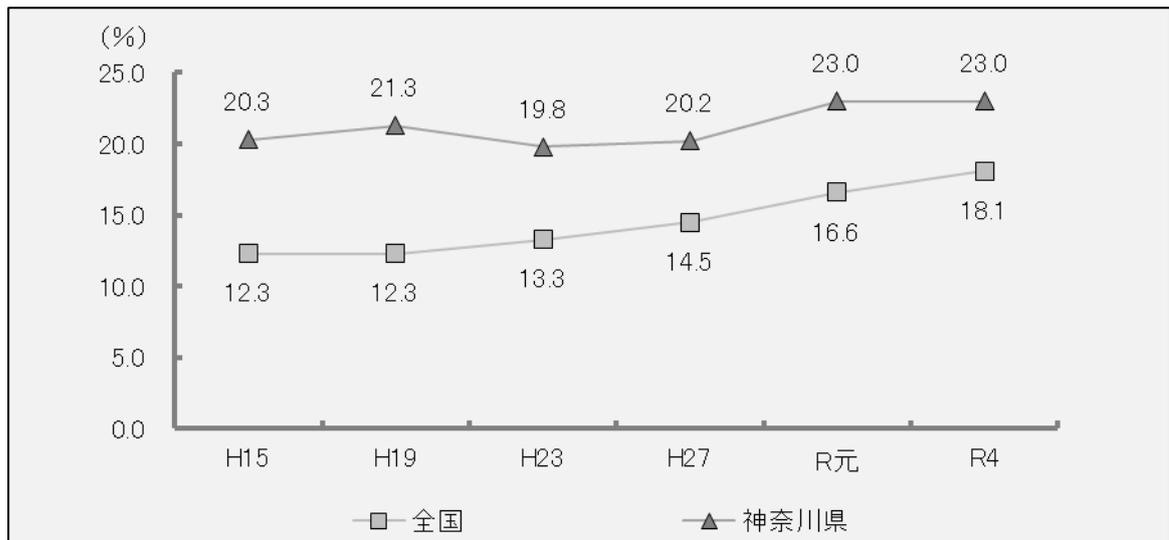
本市の市議会における女性議員の割合は、令和元年は15.4%(26議席中4人)でしたが、令和5年に23.1%(26議席中6人)まで上がっています。また、全国、神奈川県においても上昇傾向になっており、令和4年はそれぞれ18.1%、23.0%となっています。

市議会における女性議員の割合



出典：平塚市議会局資料

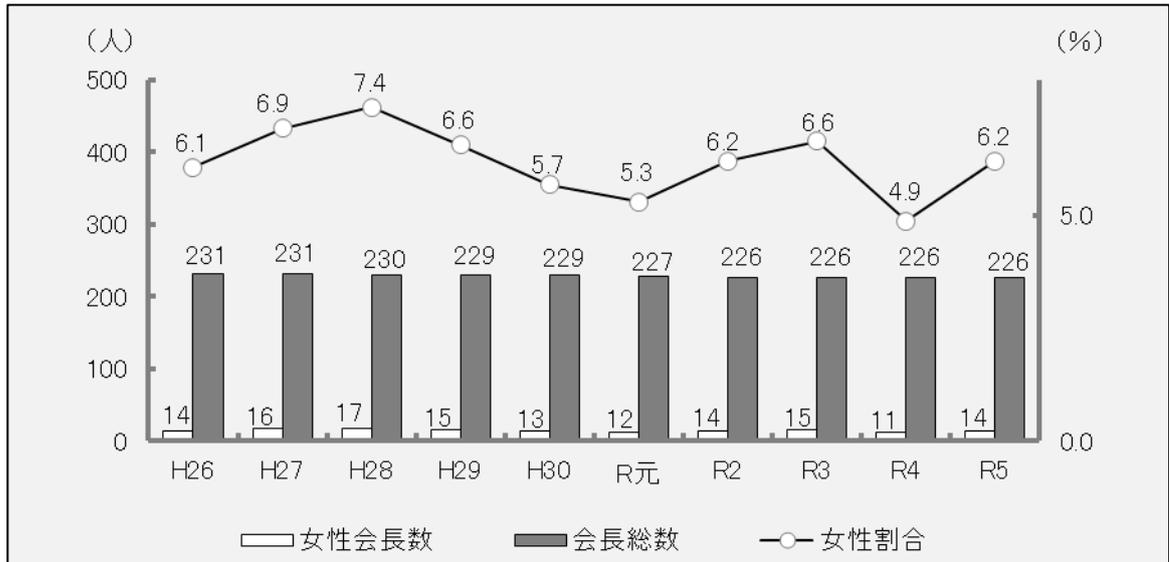
国・県内の市区議会における女性議員の割合



出典：地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等

本市の自治会における女性自治会長の割合は、平成28年の7.4%が最も高く、それ以降は増減がありますが、令和5年は6.2%となっています。

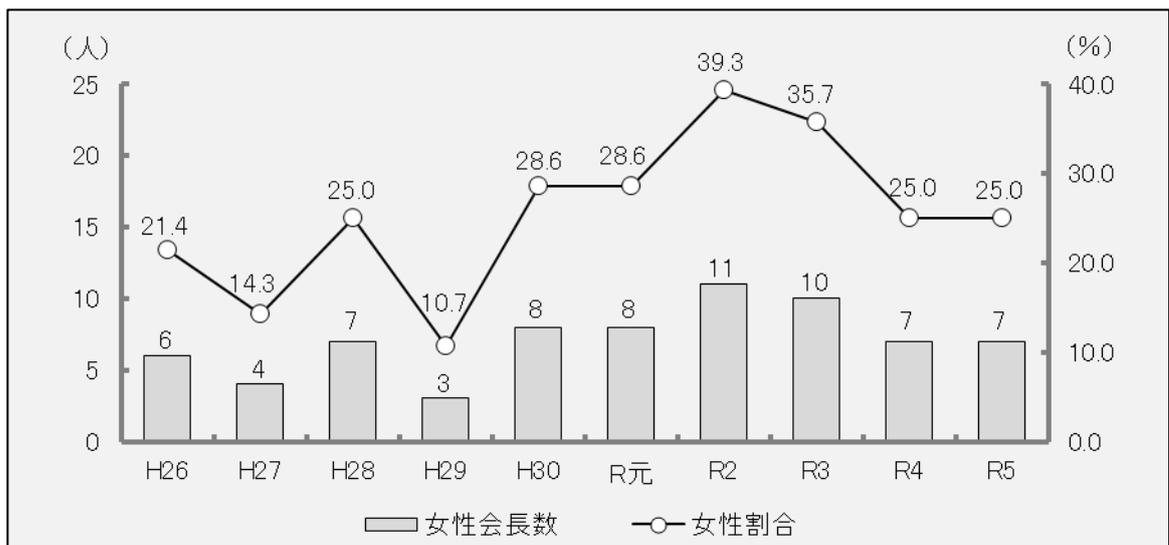
自治会における女性自治会長の割合



出典：平塚市協働推進課資料

本市の小学校PTAにおける女性会長の割合は、令和2年は39.3%、令和3年は35.7%と3割を超え、PTA会長の総数28人に対して女性会長は10人以上となりましたが、令和5年は7人、25.0%となっています。

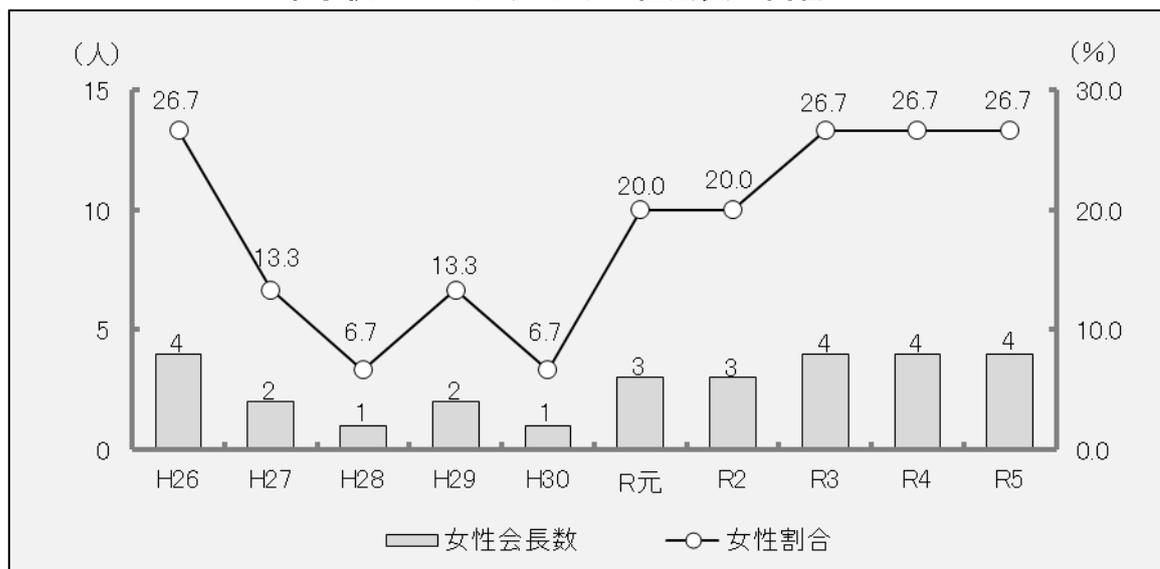
小学校PTAにおける女性会長の割合



出典：平塚市教育委員会社会教育課資料

本市の中学校PTAにおける女性会長の割合は、平成28年及び30年に6.7%と、PTA会長の総数15人に対して女性会長は1人となりましたが、令和3年から5年まで4人、26.7%で推移しています。

中学校PTAにおける女性会長の割合



出典：平塚市教育委員会社会教育課資料

課題の検証

○政策・方針決定の場への女性登用

本市における「市審議会等における女性委員の割合」は27.2%（令和4年）、「自治会における女性自治会長の割合」は6.2%（令和5年）など、男性主体で進められ女性の参画が進んでいない分野が多く見られます。その背景には、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の存在が考えられます。

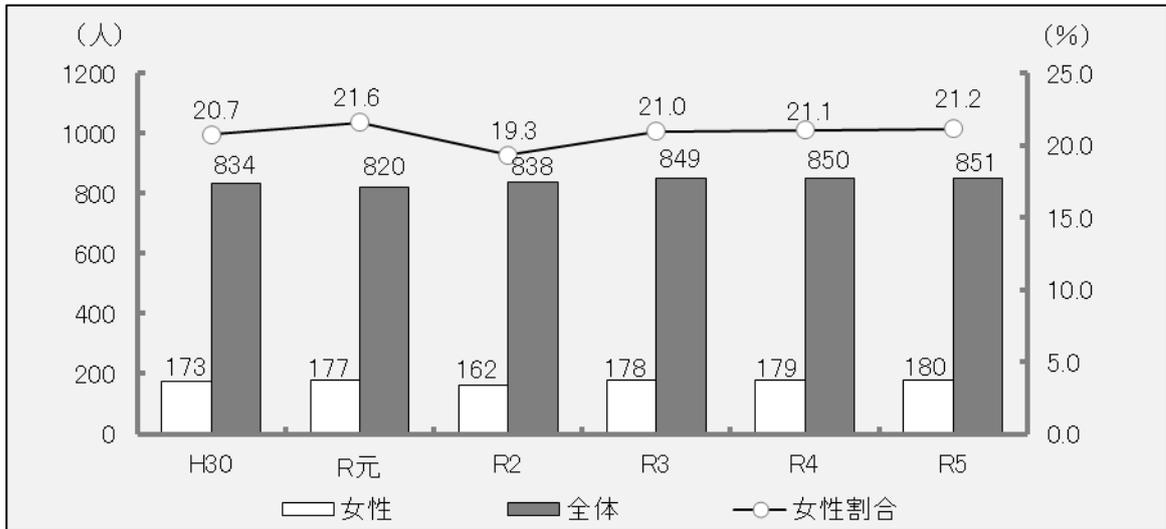
国では2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが無いような社会となることを目指しています。

本市においても、同様の考えのもと取り組んできましたが、依然として女性の参画が進んでいない分野があるため、積極的な女性の登用を推進するとともに、課題分析に一層取り組むことが必要です。

4 様々な分野における女性の活躍推進

本市の避難所運営委員会役員における女性役員の割合は、20%前後で推移しており、令和5年は21.2%となっています。

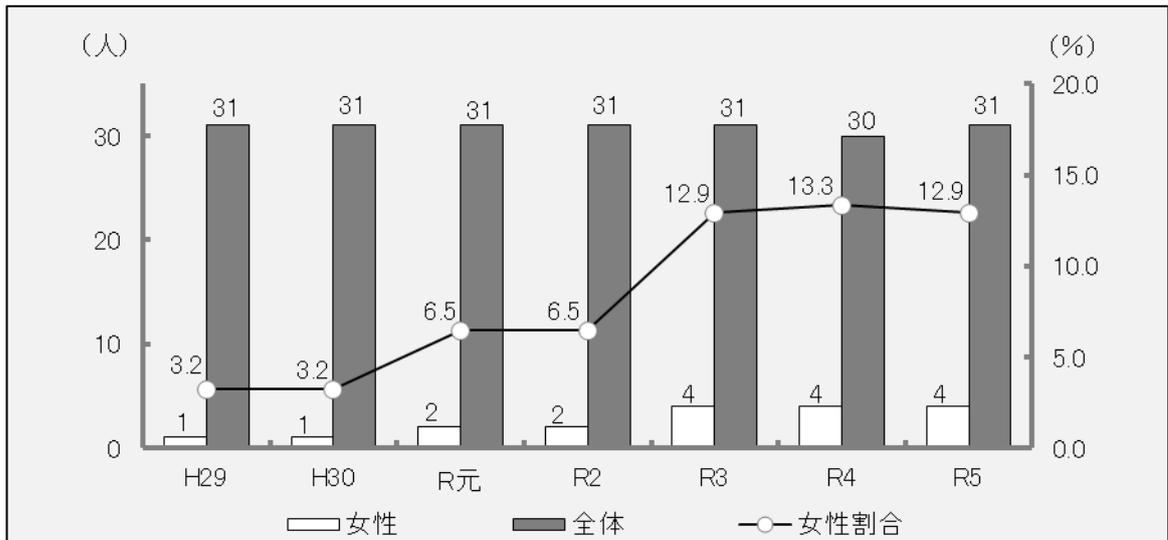
避難所運営委員会役員における女性割合



出典：平塚市災害対策課資料

本市の農業委員会における女性委員の割合は、平成29年及び30年と3.2%でしたが、令和3年から5年まで1割を超え、令和5年は12.9%となっています。

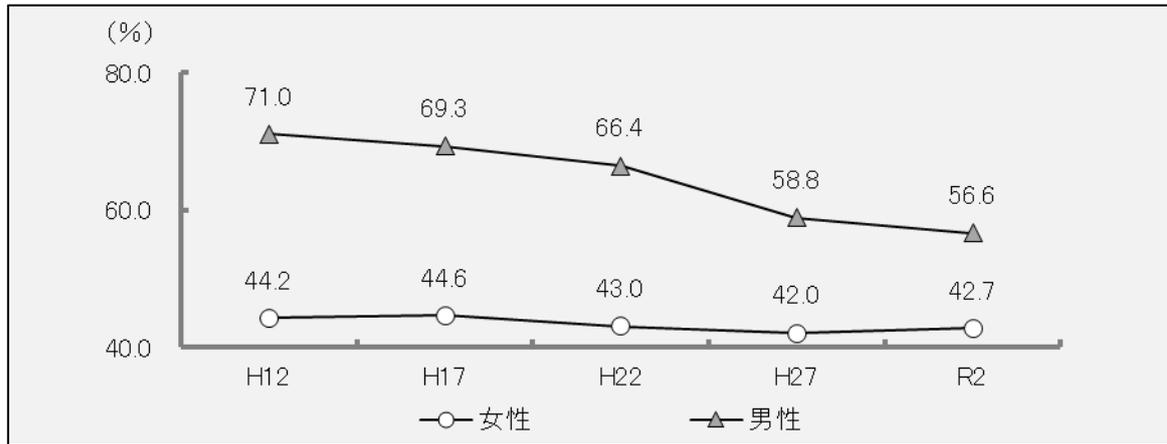
農業委員会における女性割合



出典：平塚市行政総務課資料

本市の性別就業率をみると、女性の就業率はほぼ横ばいの状況が続いていますが、男性の就業率は下がっており、令和2年は56.6%となっています。また、女性の就業率は依然として男性の就業率を下回っています。

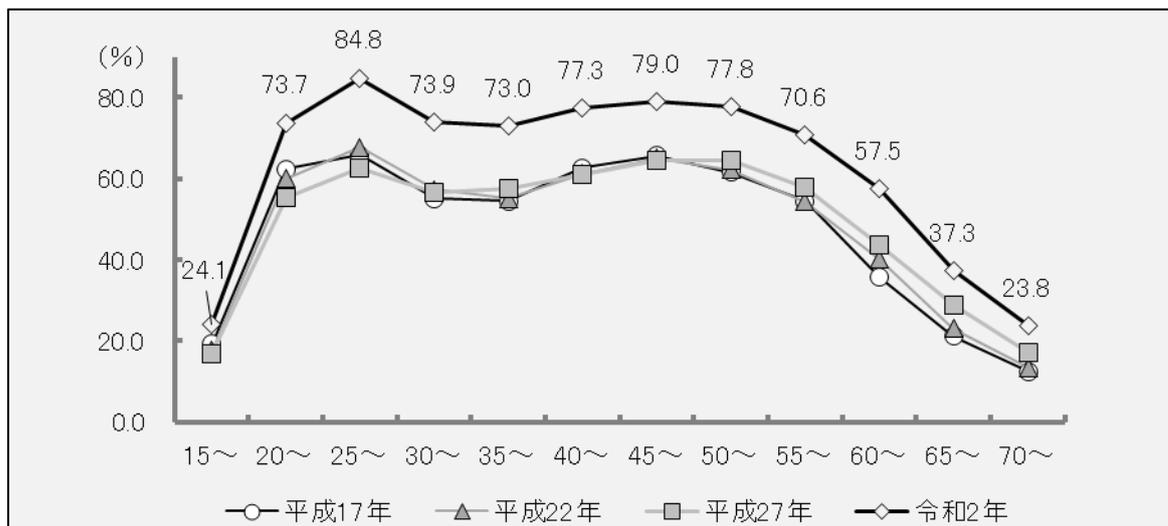
【平塚市】性別就業率の推移



出典：国勢調査（令和2年）

本市における女性の労働力率を年齢別で見ると、全年齢階級で労働力率は上がっており、M字カーブ*の谷と言われる30歳代においても、73.9%、73.0%と7割を超えています。

【平塚市】女性の年齢階級別労働力率の推移



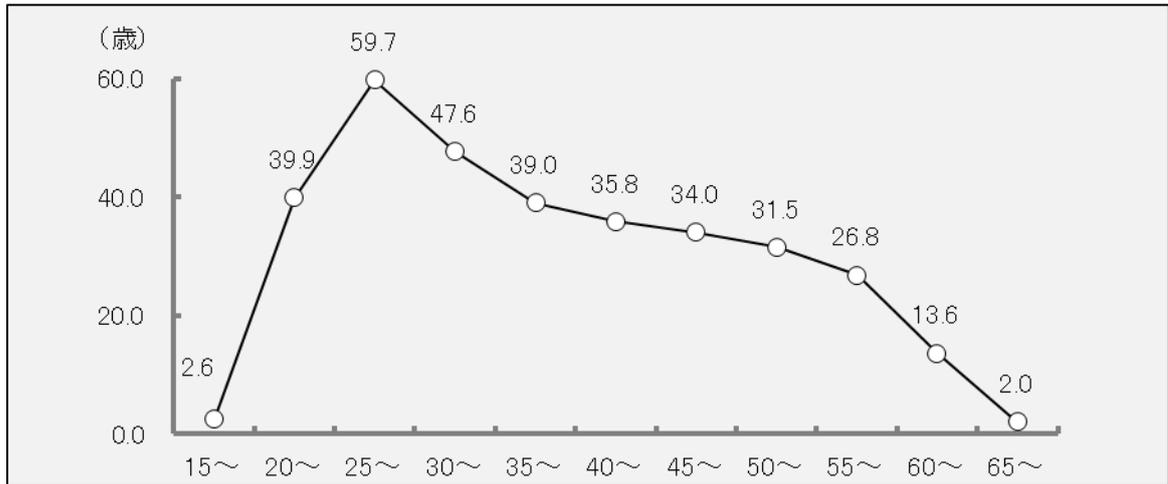
出典：国勢調査（令和2年）

※ M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。結婚や出産を機に労働市場から離れる女性が多く、子育てが一段落すると再び就労するという特徴があるためにこのような形になる。

全国における女性の正規雇用比率を年齢別で見ると、20歳代の59.7%をピークに下がり続けており、L字カーブ*を描いています。

【全国】女性の年齢階級別正規雇用比率（令和4年）



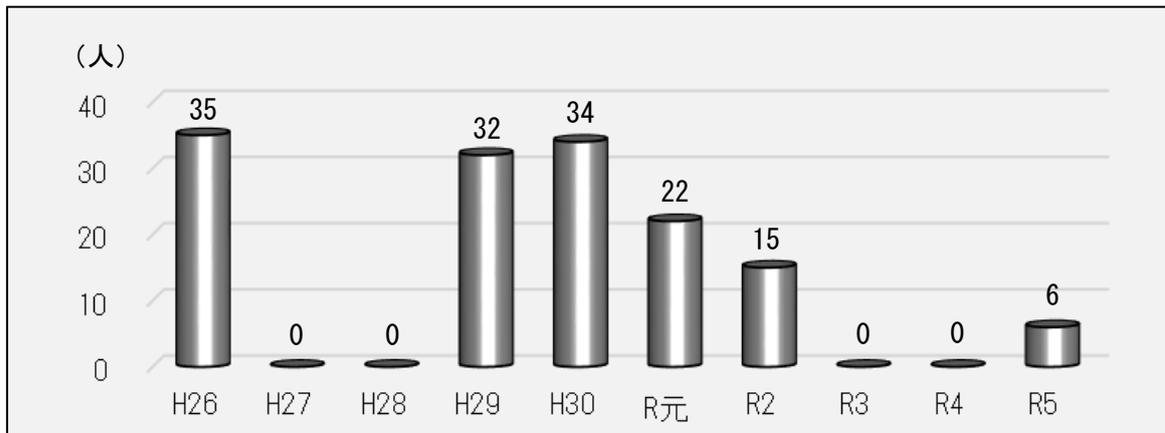
出典：総務省「労働力調査」（令和5年）

※ L字カーブ

女性の正規雇用比率を年齢階級別にグラフ化したとき、20歳代後半をピークに、その後は右肩下がりで低下していき、アルファベットのLのような形になること。以前は、「M字カーブ」が問題視されてきたが、女性活躍推進を背景に労働力率は改善されているものの、その受け皿は非正規雇用となっている実態が分かる。

本市の各年4月1日現在の保育所等の待機児童数は、平成27年、28年及び令和3年、4年と2年連続で0人となっていました。令和5年は6人となっています。

保育所等の待機児童数（4月1日現在）



出典：平塚市保育課資料

課題の検証

○職業生活や地域社会における女性の活躍推進

女性の年齢階級別労働力率をみると、全ての年齢階級で労働力率が上がっており、M字カーブの谷と言われている30歳代においても、73.9%、73.0%と7割を超えています。しかし、女性の正規雇用比率は20歳代後半をピークに、その後は右肩下がりで低下していく、いわゆるL字カーブが浮き彫りになり、新たな課題となっています。これは、女性活躍推進を背景に労働力率は改善されているものの、その受け皿は非正規雇用となっており、長時間労働を中心とした労働慣行や女性への家事・育児等の無償労働時間の偏りなどが背景にあると考えられます。

育児や介護が理由で、働きたくても働けない女性や、キャリアを中断し離職せざるを得ない女性を支援するとともに、職業生活において女性が活躍できるよう、情報提供やスキルアップ等を促進するための支援を行っていく必要があります。また、誰もが地域活動や社会活動に参画できるよう、ジェンダー平等の視点を持った取組が必要です。

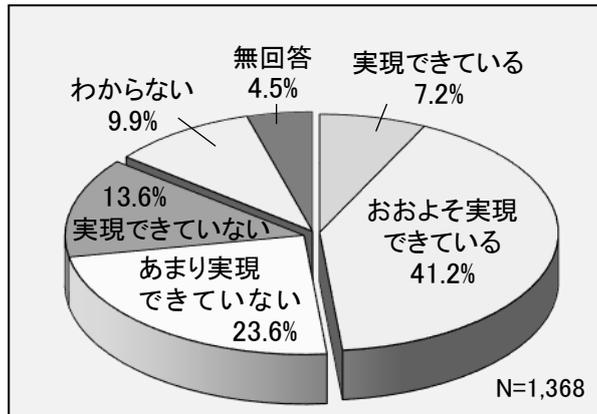


5 ワーク・ライフ・バランスの推進

「ワーク・ライフ・バランスの実現」について、「おおよそ実現できている」が41.2%と最も高く、次いで「あまり実現できていない」が23.6%となっています。また、【実現できている】(48.5%)が【実現できていない】(37.2%)を11ポイント上回っています。

※【実現できている】・・・「実現できている」と「おおよそ実現できている」を合わせたもの
 【実現できていない】・・・「あまり実現できていない」と「実現できていない」を合わせたもの

ワーク・ライフ・バランスの実現について



出典：平塚市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和4年度）

性別／年代別

性別にみると、女性、男性ともに「おおよそ実現できている」、「あまり実現できていない」の順に高くなっています。

年代別にみると、「わからない」は20歳代が最も高く18.1%となっています。また、50歳代は、「あまり実現できていない」(28.8%)、「実現できていない」(16.9%)及び【実現できていない】(45.8%)が他の年代と比べて最も高くなっています。

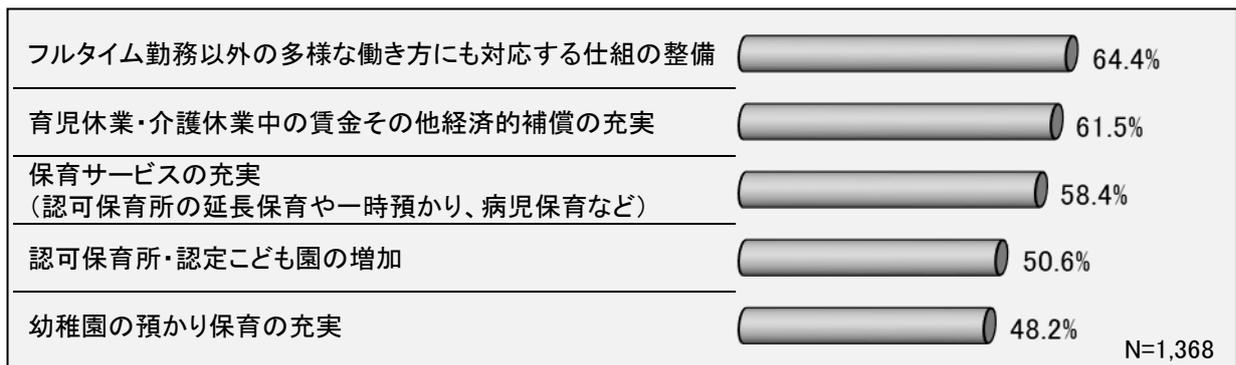
		N	【実現できている】	実現できている	実現できている おおよそ	実現できていない あまり	実現できていない	【実現できていない】	わからない	無回答
全体		1,368	【48.5%】	7.2%	41.2%	23.6%	13.6%	【37.2%】	9.9%	4.5%
性別	女性	777	【49.2%】	6.4%	42.7%	22.4%	13.0%	【35.4%】	10.6%	4.9%
	男性	587	【47.7%】	8.3%	39.4%	25.2%	14.3%	【39.5%】	8.9%	3.9%

		N	【実現できている】	実現できている	実現できている おおよそ	実現できていない あまり	実現できていない	【実現できていない】	わからない	無回答
年代別	20歳代以下	144	【43.8%】	5.6%	38.2%	22.9%	11.8%	【34.7%】	18.1%	3.5%
	30歳代	148	【45.3%】	4.7%	40.5%	28.4%	14.9%	【43.2%】	8.8%	2.7%
	40歳代	226	【54.4%】	8.0%	46.5%	25.2%	14.2%	【39.4%】	4.9%	1.3%
	50歳代	295	【46.4%】	4.7%	41.7%	28.8%	16.9%	【45.8%】	6.4%	1.4%
	60歳代	257	【55.6%】	10.9%	44.7%	23.3%	10.9%	【34.2%】	7.8%	2.3%
	70歳代	298	【43.6%】	8.1%	35.6%	15.4%	12.4%	【27.9%】	15.4%	13.1%

出典：平塚市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和4年度）

仕事と子育て・家庭生活を両立するために、行政に望む取組は、「フルタイム勤務以外の多様な働き方にも対応する仕組の整備」が64.4%と最も高く、次いで「育児休業・介護休業中の賃金その他経済的補償の充実」が61.5%、「保育サービスの充実（認可保育所の延長保育や一時預かり、病児保育など）」が58.4%と続いています。

行政に望む取組



出典：平塚市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和4年度）

長時間労働の抑制について、企業（職場）に望む取組は、「定時退社の推奨」が57.3%と最も高く、次いで「時間外労働削減のための対策」が55.7%となっています。

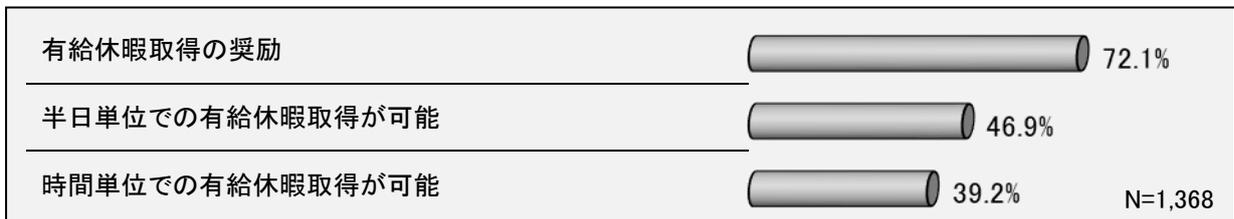
長時間労働の抑制について



出典：平塚市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和4年度）

年次有給休暇の取得促進について、企業（職場）に望む取組は、「有給休暇取得の推奨」が72.1%と最も高く、次いで「半日単位での有給休暇取得が可能」が46.9%となっています。

年次有給休暇の取得促進について

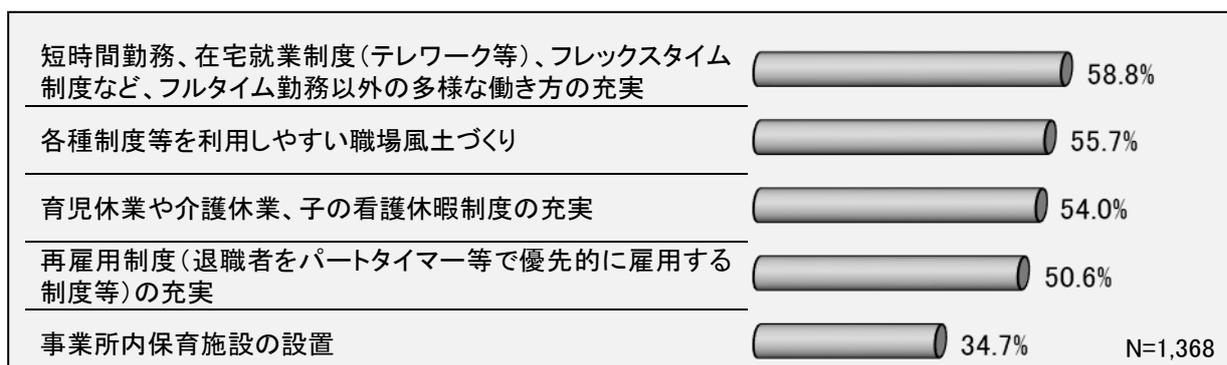


出典：平塚市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和4年度）



制度・施設等の整備について、企業（職場）に望む取組は、「短時間勤務、在宅就業制度（テレワーク等）、フレックスタイム制度など、フルタイム勤務以外の多様な働き方の充実」が58.8%と最も高く、次いで「各種制度等を利用しやすい職場風土づくり」が55.7%となっています。

制度・施設等の整備について



出典：平塚市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和4年度）

課題の検証

〇ワーク・ライフ・バランスの実現と行政や企業における取組の促進

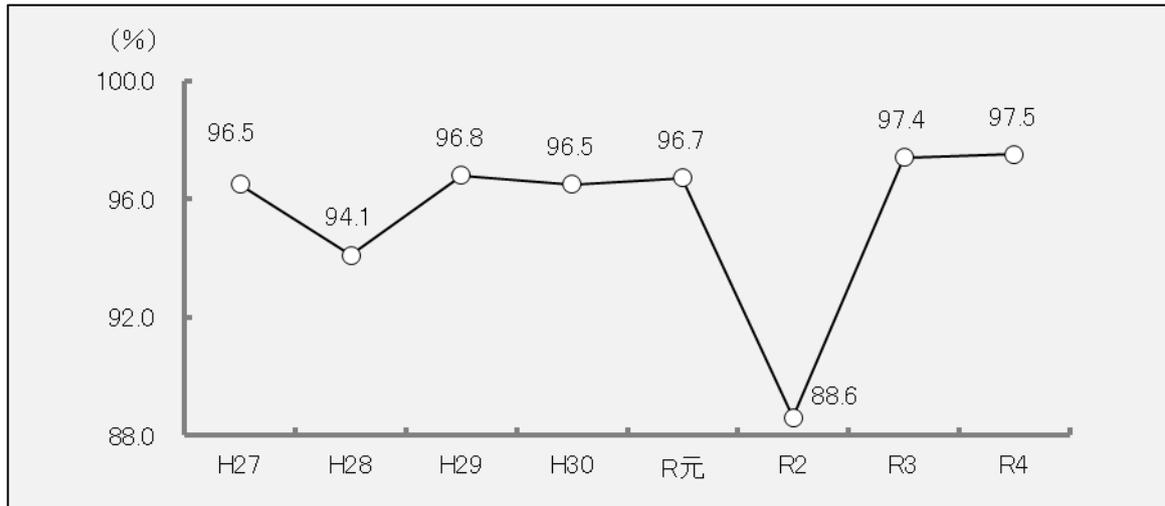
令和4年度調査では、ワーク・ライフ・バランスの実現について、「実現できていない」が13.6%、「あまり実現できていない」が23.6%と、合わせて37.2%の市民がワーク・ライフ・バランスを実現できていないと感じています。また、同調査では、仕事と子育て・家庭生活を両立するための取組として、短時間勤務、在宅就業制度（テレワーク等）、フレックスタイム制度などの充実を望む意見が多くなっています。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、長時間労働を中心とした労働慣行や休暇を取得しづらい職場環境の是正を促進するとともに、多様な働き方の充実を進めていく必要があります。行政や企業は、仕事と子育てなど家庭生活が両立できるよう環境整備を推進していくことが必要です。

6 心とからだを大切に作る環境づくりの推進

本市の妊婦健診の受診率は、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行した令和2年度に88.6%と、9割未満となりましたが、それ以外は9割を超えて推移しており、令和4年度は97.5%となっています。

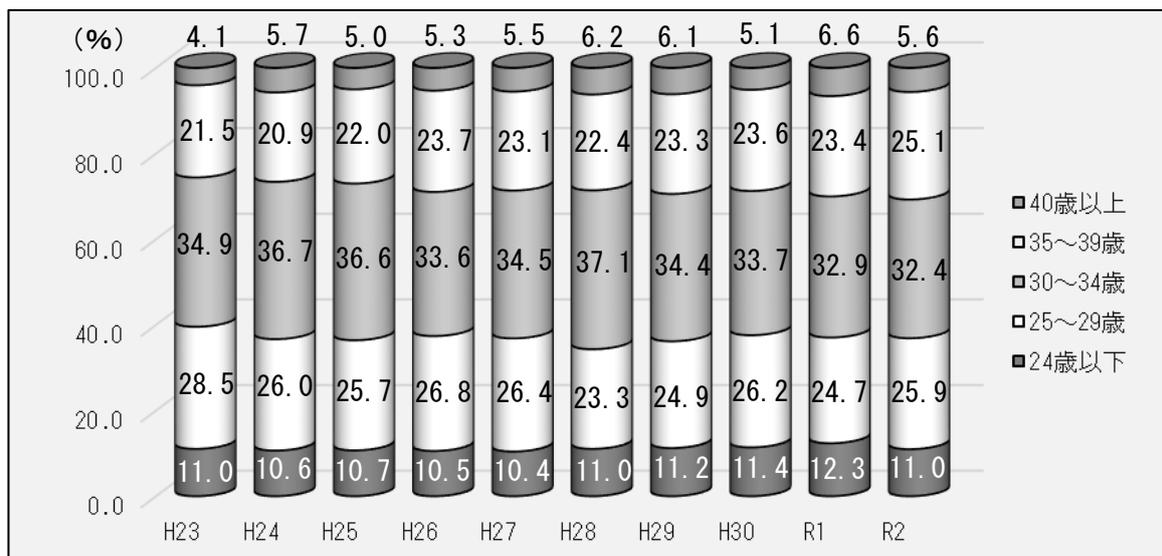
妊婦健診の受診率



出典：平塚市健康課資料

本市の母親年齢階級別出生割合をみると、20歳代はほぼ横ばいの状況が続いていますが、35歳以上では割合が微増しており、いわゆる晩産化が進んでいることがうかがえます。

母親年齢階級別出生割合の推移



出典：神奈川県衛生統計年報（令和2年）

配偶者やパートナー、交際相手の間で行われた場合、それを暴力だと思うかについては、全ての項目で「思う」が「思わない」を上回っています。「思う」は、「殴るふりをして脅す、刃物などを突き付けて脅す」が94.6%と最も高く、次いで「避妊に協力しない・妊娠中絶を強要する」が93.1%となっています。また、社会的暴力の3項目（「相手の交友関係や電話を必要以上に監視する」（82.2%）、「携帯電話、メール、手紙などを勝手に見る」（73.6%）及び「外出を制限する」（83.0%））は、「大声でどなる」（81.3%）を除いた他の暴力と比べて低くなっています。

配偶者やパートナー、交際相手の間で行われた場合、暴力だと思うか

N=1,368		思う	思わない	無回答
身体的	① 平手で打つ	92.9%	2.5%	4.6%
精神的	② 殴るふりをして脅す、刃物等を突き付けて脅す	94.6%	0.7%	4.7%
	③ 大声でどなる	81.3%	14.0%	4.8%
	④ 大切にしているものをわざと壊す・捨てる	90.2%	5.0%	4.8%
	⑤ 何を言っても無視し続ける	83.3%	11.5%	5.1%
	⑥ 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「甲斐性がない」「稼ぎが悪い」と言う	89.8%	5.3%	5.0%
社会的	⑦ 相手の交友関係や電話を必要以上に監視する	82.2%	12.7%	5.0%
	⑧ 携帯電話、メール、手紙などを勝手に見る	73.6%	21.5%	4.9%
	⑨ 外出を制限する	83.0%	12.0%	5.0%
経済的	⑩ 家に生活費を入れない	87.2%	7.6%	5.2%
	⑪ 勝手に借金をする・無理に借金をさせる	90.6%	4.4%	5.0%
性的	⑫ 相手が嫌がっているのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	90.6%	4.2%	5.2%
	⑬ 性的な行為を強要する	92.7%	2.3%	5.0%
	⑭ 避妊に協力しない・妊娠中絶を強要する	93.1%	1.5%	5.3%

出典：平塚市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和4年度）

経年比較

身体的、精神的、社会的、経済的及び性的の5つの暴力における下の5つの項目の認知について、社会的暴力「相手の交友関係や電話を必要以上に監視する」を除く全ての項目で令和4年度調査が最も高くなっています。

		身体的	精神的	社会的	経済的	性的	平均値
N		平手で打つ	大声でどなる	相手の交友関係や電話を必要以上に監視する	家に生活費を入れない	相手が嫌がっているのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	
令和4年度	1,368	92.9%	81.3%	82.2%	87.2%	90.6%	86.9%
令和元年度	1,131	92.6%	80.0%	82.3%	85.5%	89.6%	86.0%
平成27年度	1,194	88.9%	78.6%	83.4%	84.0%	85.2%	84.0%
平成24年度	1,145	89.8%	79.4%	81.7%	81.4%	83.9%	83.2%
平成17年度	1,292	78.6%	66.9%	61.1%	66.0%	73.9%	69.3%

出典：平塚市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和4年度）



過去1年以内に配偶者やパートナー、交際相手の間で経験があるかについて、全ての項目で「経験なし」が最も高くなっています。「した」は、「大声でどなる」が13.8%と最も高く、次いで「何を言っても無視し続ける」が4.5%となっています。経済的暴力の2項目「家に生活費を入れない」及び「勝手に借金をする・無理に借金をさせる」並びに性的暴力の3項目「相手が嫌がっているのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる」、「性的な行為を強要する」及び「避妊に協力しない・妊娠中絶を強要する」は全て1%未満となっています。

一方、「された」は、「大声でどなる」が18.1%と最も高く、次いで「何を言っても無視し続ける」が9.7%となっています。

配偶者やパートナー、交際相手の間における過去1年以内の経験

N=1,368		した	された	経験なし	無回答
身体的	① 平手で打つ	2.0%	3.4%	89.5%	5.6%
精神的	② 殴るふりをして脅す、刃物等を突き付けて脅す	0.4%	2.1%	92.0%	5.6%
	③ 大声でどなる	13.8%	18.1%	67.8%	5.2%
	④ 大切にしているものをわざと壊す・捨てる	1.1%	3.9%	89.6%	5.7%
	⑤ 何を言っても無視し続ける	4.5%	9.7%	82.2%	5.2%
	⑥ 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「甲斐性がない」「稼ぎが悪い」などと言う	2.1%	6.4%	87.1%	5.0%
社会的	⑦ 相手の交友関係や電話を必要以上に監視する	0.6%	3.7%	90.4%	5.3%
	⑧ 携帯電話、メール、手紙などを勝手に見る	2.7%	4.8%	87.9%	5.6%
	⑨ 外出を制限する	0.3%	4.4%	89.8%	5.6%
経済的	⑩ 家に生活費を入れない	0.3%	2.3%	92.5%	4.9%
	⑪ 勝手に借金をする・無理に借金をさせる	0.7%	3.1%	91.3%	5.0%
性的	⑫ 相手が嫌がっているのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	0.2%	1.0%	93.7%	5.3%
	⑬ 性的な行為を強要する	0.8%	2.9%	91.3%	5.1%
	⑭ 避妊に協力しない・妊娠中絶を強要する	0.1%	1.0%	93.6%	5.3%

出典：平塚市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和4年度）

経年比較

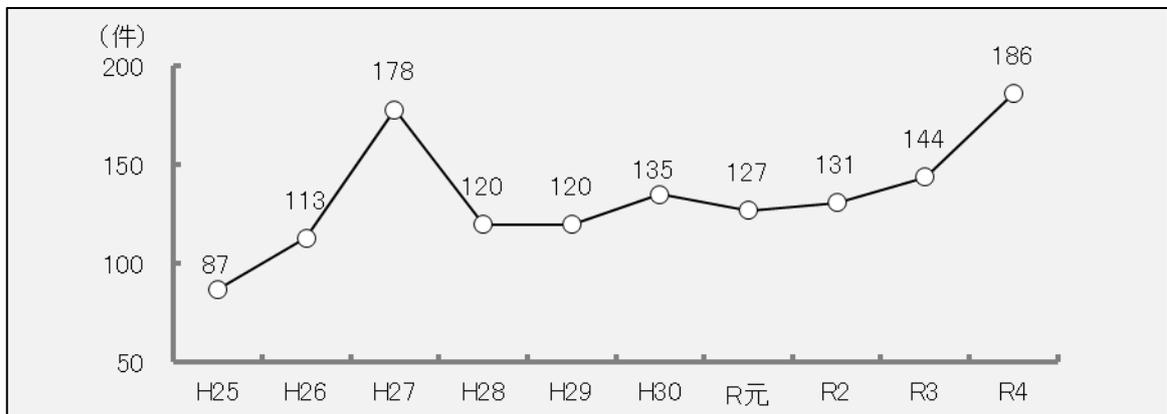
身体的、精神的、社会的、経済的及び性的の5つの暴力における下の5つの項目のされた経験について、身体的暴力「平手で打つ」及び経済的暴力「家に生活費を入れない」は令和4年度調査が最も低くなっています。

	N	身体的	精神的	社会的	経済的	性的	平均値
		平手で打つ	大声でどなる	相手の交友関係や電話を必要以上に監視する	家に生活費を入れない	相手の嫌がっているのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	
令和4年度	1,368	3.4%	18.1%	3.7%	2.3%	1.0%	5.7%
令和元年度	1,131	4.2%	20.2%	4.2%	2.7%	0.9%	6.4%
平成27年度	1,194	4.5%	13.1%	3.8%	3.1%	0.8%	5.1%
平成24年度	1,145	3.6%	16.0%	2.8%	2.7%	0.4%	5.1%
平成17年度	1,292	12.6%	20.5%	6.6%	3.9%	7.2%	10.2%

出典：平塚市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和4年度）

「平塚市女性のための相談窓口」が受けたDVの相談件数をみると、平成28年度から130件前後で推移していましたが、令和3年度は144件、令和4年度は186件と増加傾向になっています。

「平塚市女性のための相談窓口」が受けたDV相談件数

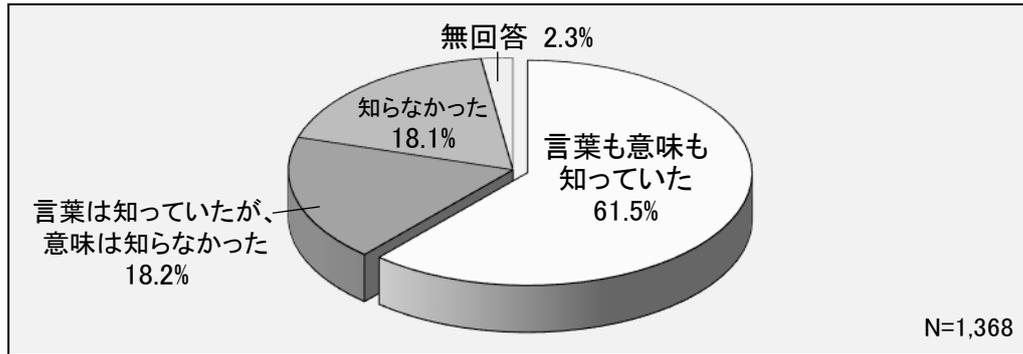


出典：平塚市人権・男女共同参画課資料

セクシュアルマイノリティという言葉について、「言葉も意味も知っていた」が61.5%と最も高く、次いで、「言葉は知っていたが、意味は知らなかった」が18.2%となっています。

※ セクシュアルマイノリティ
同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のこと

セクシュアルマイノリティという言葉の認知



出典：平塚市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和4年度）

性別／年代別

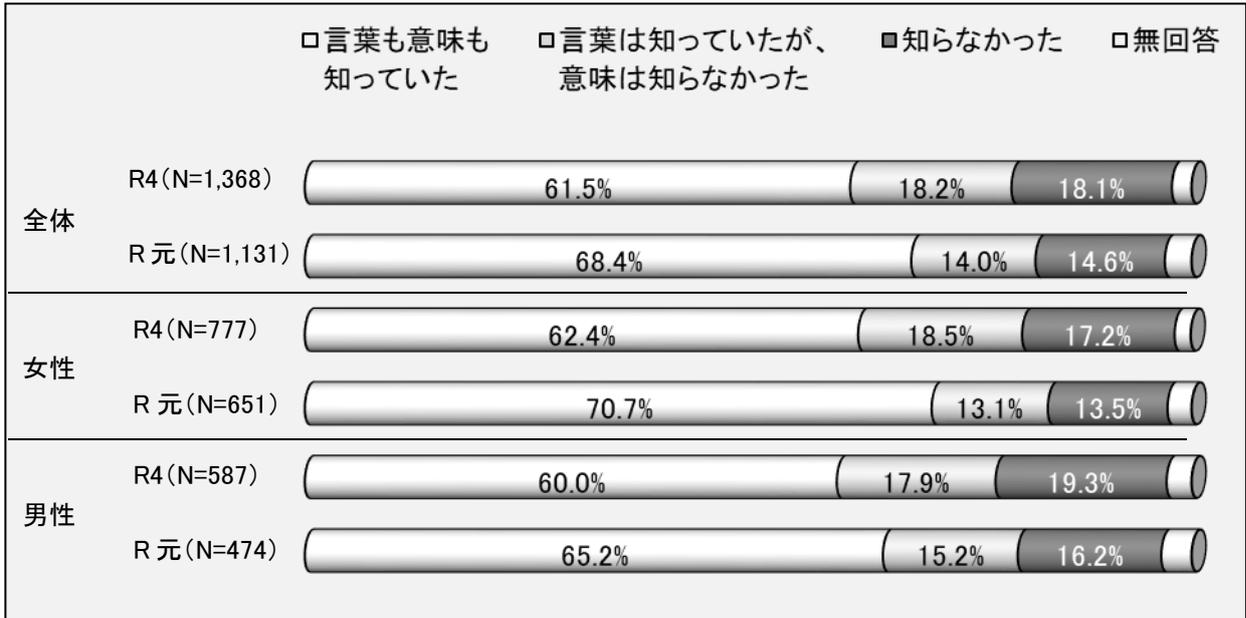
年代別にみると、「知らなかった」は、20歳代以下が9.7%と最も低く、年代が上がるにつれて、徐々に上昇し、70歳代は30.5%と3割を超えています。

		N	言葉も意味も知っていた	言葉は知っていたが、意味は知らなかった	知らなかった	無回答
全体		1,368	61.5%	18.2%	18.1%	2.3%
性別	女性	777	62.4%	18.5%	17.2%	1.8%
	男性	587	60.0%	17.9%	19.3%	2.9%
年代別	20歳代以下	144	75.0%	13.2%	9.7%	2.1%
	30歳代	148	68.9%	18.9%	10.8%	1.4%
	40歳代	226	71.2%	15.9%	11.9%	0.9%
	50歳代	295	66.8%	14.6%	17.3%	1.4%
	60歳代	257	59.1%	20.6%	18.7%	1.6%
	70歳代	298	40.6%	23.5%	30.5%	5.4%

出典：平塚市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和4年度）

経年比較

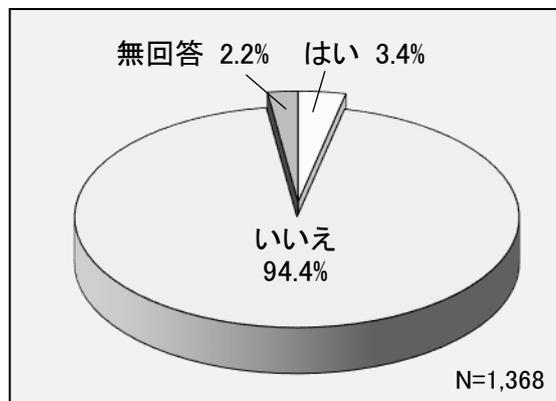
セクシュアルマイノリティという言葉の認知について、令和4年度調査は、「言葉も意味も知っていた」が61.5%と、前回調査（68.4%）から6ポイント下がり、「知らなかった」は、18.1%と、前回調査（14.6%）から3ポイント上がっています。



出典：平塚市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和4年度）

今までに自分の身体の性、心の性または性的指向（同性愛等）に悩んだことがあるかについて、「はい」は3.4%、「いいえ」は94.4%となっています。

自分の身体の性、心の性または性的指向（同性愛等）に悩んだ経験

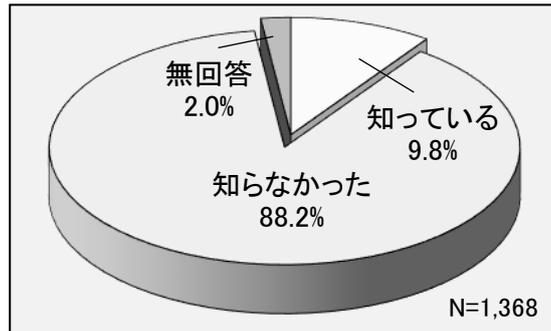


出典：平塚市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和4年度）

「平塚市パートナーシップ宣誓制度」について、「知っている」は9.8%、「知らなかった」は88.2%となっています。

※ 平塚市パートナーシップ宣誓制度
 セクシュアルマイノリティや事実婚のカップルなど同性・異性を問わずパートナーシップのある2人が、互いに人生のパートナーであることを宣誓し、市長がその事実を公的に証するもの

「平塚市パートナーシップ宣誓制度」の認知



出典：平塚市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和4年度）

課題の検証

○生涯を通じた健康づくり

女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といった、ライフステージごとに心身の状態が大きく変化するという特性があります。全ての女性が身体的、精神的及び社会的に本人の意思が尊重され、豊かな生涯を送ることができる社会を育むためには「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）※の視点を持つことが重要です。

○DVの根絶

令和4年度調査では、「大声でどなる」が14.0%、「相手の交友関係や電話を必要以上に監視する」が12.7%、それぞれ「暴力だと思わない」と回答しており、いわゆる精神的DVや社会的DVの行為については1割以上が暴力と認識していないことが分かりました。このように、身体的DVを除く多様なDVに対する認知度の低さがDVの根絶を阻む一因だと考えられます。

DVを根絶し、暴力を許さない社会風土を形成するためには、若い世代に対する「デートDV防止」などの教育に取り組むとともに、被害者への適切な対応を行うための相談体制を整え、自立支援に向けての取組を推進していくことが必要です。

○性に関する理解の促進

本市では、多様性への理解が促進され、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指して、令和4年4月に「平塚市パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。同年の市民意識調査では、導入してから間もなかったこともあり、当制度の認知は9.8%でしたが、更なる市民への周知と併せて、生きづらさを感じている方が自分らしく生きることができる社会を目指して、引き続き様々な取組を行うことが必要です。

※ 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）

思春期から更年期にいたるまでの女性の生涯を通して、女性の体と健康の自己決定権を確立する考え方。性行動や出産について女性が自己決定していくという権利も含む。

1 計画の基本理念

(1) 基本理念

誰もが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を基本理念とします。

(2) 目標

「誰もが活躍できるジェンダー平等社会の実現」

(3) 目標実現のための視点

「固定的な性別役割分担意識の改革」

「誰もが活躍できるジェンダー平等社会の実現」のため、この計画では固定的な性別役割分担意識を改革することを基本的な視点として位置付け、全ての施策に取り組みます。

(4) 4つの基本方針

基本方針1 意思決定過程におけるジェンダー平等の推進

基本方針2 様々な分野における女性の活躍推進

基本方針3 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本方針4 心とからだを大切にする環境づくりの推進

「誰もが活躍できるジェンダー平等社会の実現」のために、固定的な性別役割分担意識の改革の視点を持ち、4つの基本方針で計画を推進します。

2 目標実現のための視点

固定的な性別役割分担意識の改革

指 標

項目	現状値	前期目標値 (令和9年度)	後期目標値 (令和13年度)
1 「固定的な性別役割分担意識」にとらわれていない市民の割合* 【男女共同参画に関する市民意識調査】 (人権・男女共同参画課)	(令和4年9月) 72.7%	76.0%	80.0%

※ 「固定的な性別役割分担意識」にとらわれていない市民の割合

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」など、性別を理由にして、役割を固定的に分ける考え方を「固定的な性別役割分担意識」といい、この考え方に「そう思わない」または「どちらかといえばそう思わない」と回答した市民の割合

誰もが活躍できるジェンダー平等社会を実現するためには、性差に関する偏見や様々な社会通念、慣習など、固定的な性別役割分担意識の解消を目指した取組が必要です。

本市では、児童生徒を対象にジェンダー平等に対する理解を深め、互いの人権を尊重する教育を行うとともに、男女共同参画週間やホームページなど様々な機会や媒体を活用し、広く市民への意識啓発を行います。

事業	事業概要	担当課
1 男女共同参画週間における意識啓発	男女共同参画週間に男女共同参画推進登録団体と協力して、ジェンダー平等意識を啓発します。	人権・男女共同参画課
2 20歳となる青年への啓発	20歳となる青年へ、ジェンダー平等意識を啓発します。	人権・男女共同参画課
3 誰もが活躍できるための情報発信	ホームページなどを活用し、広く情報を発信します。	人権・男女共同参画課
4 学習指導要領に基づくジェンダー平等教育の実施	学校教育全体を通して、一人一人の個性や能力を尊重した教育活動を行うことで、ジェンダー平等、人権の尊重、相互理解と協力の重要性などについて、児童生徒の理解を深めます。	教育指導課
5 男女共同参画関係図書等の収集、情報提供	関係図書等を収集します。また、関係図書の特集展示の実施や、ホームページに関係資料リストを掲載し、情報提供を行います。	中央図書館

3 施策の内容

基本方針1 意思決定過程におけるジェンダー平等の推進

指標

項目		現状値	前期目標値 (令和9年度)	後期目標値 (令和13年度)
1	市職員の管理職に占める女性の割合 ^{注1} (職員課)	(令和5年4月) 18.6%	25.0%	30.0%
2	市審議会等における女性の割合 (行政総務課)	(令和5年3月) 27.2%	30.0%	40.0%

注1 特定事業主行動計画（女性活躍推進法で地方公共団体に策定が義務付けられた計画で、本市では、「平塚市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」という。）で定める目標値を勘案する。

様々な分野における政策・方針決定過程において、性別に関わらず誰もが参画することは、多角的な視点が確保され、あらゆる人が暮らしやすいジェンダー平等社会の実現へとつながります。

本市では、意思決定過程におけるジェンダー平等を推進するため、市役所組織をはじめ、市審議会等や地域組織役員への女性の参画に向けた様々な取組を行います。



施 策

施策の方向1 意思決定過程における女性の参画拡大

政策・方針決定過程への女性参画を進めるため、女性職員の管理職登用や能力開発、職域拡大に取り組むとともに、審議会等の委員への積極的な女性の登用にも取り組みます。特に、女性委員がない審議会等に関しては、所管課に働きかけ、積極的な女性の登用を推進します。また、自治会やPTA等の方針決定の場における女性の登用に関する意識啓発や情報提供を行い、一人一人が対等な立場で共に参画し、地域活動の方針を決定することができるよう様々な取組を行います。

施策1 「市役所組織における女性の登用、能力開発、職域拡大の推進」

事業		事業概要	担当課
1	女性職員の採用推進	女性が活躍できる職場であることをパンフレット、ホームページ等で広報し、女性受験者数の増加を図ります。	職員課
2	管理的地位への女性の登用推進	昇格試験受験者の男女比を、受験対象職員の男女比と同比率に上げます。	職員課
3	女性職員の育成	女性職員を人事、財政、企画、議会担当等、多様なポストに積極的に配置します。また、女性職員を対象とする研修（自治大学校、市町村アカデミー等）に積極的に派遣します。	職員課
4	女性教職員の登用促進	多様な経験を積めるよう県や国の研修へ積極的に派遣するなどし、市立小中学校における女性教職員の管理職等への登用を促進します。	教職員課
5	女性消防職員の採用推進	女性消防職員の働きぶりや、やりがいなどを広報等で周知することで、女性消防職員の魅力を伝え、受験者及び採用者の増加を図ります。	消防総務課
6	女性隊長候補者の育成	女性隊長候補者として育成するため、消防大学校及び消防学校の各種消防職員教育等に積極的に派遣します。	消防総務課
7	女性消防職員のための職場環境整備	女性消防職員の職場環境が最適となるよう、仮眠室の個室化、洗面所、トイレ等の整備を図ります。	消防総務課

施策2 「市審議会等への女性参画の推進」

事業		事業概要	担当課
8	市審議会等への女性委員の登用推進	「附属機関及び懇話会等に関する指針」を遵守します。	各課
		審議会等の所管課に、「附属機関及び懇話会等に関する指針」を徹底させます。	行政総務課
		女性委員の割合が40%に満たない審議会等及び女性委員のいない審議会等について、解消に向けた取組を継続します。	行政総務課 人権・男女共同参画課

施策3 「地域組織役員への女性参画の促進」

事業		事業概要	担当課
9	地域づくりにおけるジェンダー平等の促進	平塚市自治会連絡協議会の定例役員会等において、地域づくりにおけるジェンダー平等の重要性を周知します。	協働推進課
10	P T Aにおけるジェンダー平等の促進	平塚市P T A連絡協議会を通じて、ジェンダー平等の重要性を周知します。	社会教育課
11	公民館運営委員の女性委員の登用促進	公民館運営委員の女性登用促進について、公民館運営委員推薦会に働きかけます。	中央公民館



基本方針2 様々な分野における女性の活躍推進

指 標

項目		現状値	前期目標値 (令和9年度)	後期目標値 (令和13年度)
1	子どもができてからも、女性が仕事を続けることについて、肯定的な考えを持っている市民の割合【男女共同参画に関する市民意識調査】 (人権・男女共同参画課)	—	65.0%	70.0%
2	保育所等における待機児童数 (保育課)	(令和5年4月) 6人	0人	0人

近年、結婚や出産、育児などライフステージが変わっても、経済的事情や自らのキャリアアップなど、様々な理由で働き続けることを選択する女性が増えてきました。

本市では、子育てや介護などを社会全体で支える環境づくりを推進することで、女性のみならず誰もが仕事の継続や再就職が可能な働きやすいまちを目指します。また、あらゆる分野における女性参画の推進に向け、意識啓発を始めとした様々な取組を行います。



施 策

施策の方向2 職業生活における女性の活躍促進（女性活躍推進計画を兼ねる）

子育てや介護が理由で、働きたくても働くことができない人やキャリアを中断し離職せざるを得ない人への支援として、子育てや介護などを社会的に支える取組の充実を図ります。また、就職希望者に対する面接会や就労相談、講座を実施します。起業家支援事業では、女性コース等を設けた各種セミナーを開催するなど、情報提供やスキルアップ等を促進するための支援を行います。あわせて、子育てサポートや女性の活躍を推進するための環境づくりを促進する企業を支援します。

施策4 「育児、介護などを社会的に支える環境づくり」

事業		事業概要	担当課
12	子育て支援サービスの充実	全ての労働者のワーク・ライフ・バランスの実現のため、平塚市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育サービス、ファミリー・サポート事業、病児・病後児保育の充実を図ります。	保育課
13	放課後等デイサービスの実施	就学期の障がいのある子どもを対象に放課後等の支援をするとともに、保護者支援の充実を図ります。	こども家庭課
14	放課後児童クラブの充実・推進	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全育成のため、平塚市子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブの充実・推進を図ります。	青少年課
15	認知症理解のための普及啓発	認知症になっても安心して暮らせるよう、正しい知識を普及させるとともに、認知症の方や家族を支援するサービスを提供します。	高齢福祉課
16	家族介護教室の開催	介護負担が軽減できるよう、介護に関する適切な知識及び技術が取得できる家族介護教室を開催します。	高齢福祉課
17	介護サービスの充実	高齢の家族が介護を要する状態になっても、介護離職等をせず活躍し続けるために、高齢者も介護者も安心して暮らし続けられるよう、平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画）に基づき、在宅医療や介護サービスの充実を図ります。	高齢福祉課 介護保険課

施策5 「職業生活における女性の能力発揮のための支援」

事業		事業概要	担当課
18	市内事業所における啓発等	平塚市工業会連合会等の会議等の機会を活用して、女性の能力発揮のための取組の促進を図ります。また、市ウェブ上の定期更新ページ「ひらつか労働ニュース」等を通じて、女性活躍推進に関する情報を随時周知し、啓発します。	産業振興課
19	起業家支援事業の実施	女性コース等を設けた各種セミナーを開催し、起業に関する情報の提供や事業計画の評価をするとともに、融資制度における「新創業支援資金」及び付随する補助金制度、その他経営相談について実施します。また、創業前後の様々な課題解決を支援するため、専門家を派遣します。	産業振興課
新規 20	女性のための就労支援事業の実施	就職希望者に対する企業合同就職面接会の開催等により、市民の就職へ向けた活動を支援します。また、国・県と連携を図り、就職希望者に対する就労相談や講座を実施します。	産業振興課

施策6 「多様で柔軟な働き方の推進」

事業		事業概要	担当課
21	誰もが仕事と家庭生活を両立できる環境づくり	誰もが仕事と子育てを両立できる働きやすい環境づくりを進める企業を支援します。	産業振興課

施策の方向3 地域社会における女性の活躍推進

地域社会は、性別に関わりなく誰もが参画し、役割を担う必要があります。そのため、固定的な性別役割分担意識をなくし、一人一人が対等に地域活動や社会活動に参画することができるよう、地域の現状を振り返る機会やジェンダー平等の視点に立った学習の機会を作ります。

防災においては、方針決定過程や現場へは多様な視点を取り入れた体制整備が不可欠で、平時からの取組が重要となります。国では消防吏員や消防団員、地方警察官など防災の現場等における女性割合の目標達成に向けて、女性の参画拡大の環境整備を進めています。本市においても、平時からジェンダー平等の視点を持った地域防災体制が整備できるよう、意識を醸成するとともに、女性の防災活動者の育成と支援を積極的に行い、避難所運営に当たる女性や要配慮者の参画、意見反映、プライバシー対策などに努めます。

また、農業においては、家族経営が多く女性の役割が大きいため、研修会や相談窓口等を通じて意識啓発を図り、女性活躍の機会を拡充します。

施策7 「誰もが参画できる地域社会への取組」

事業		事業概要	担当課
22	地域への意識啓発	「みんなのまち情報宅配便」等で各課職員が地域で説明する際、本市の男女共同参画の状況の資料を配布する等して、意識啓発をします。	各課
23	男女共同参画推進登録団体と協働で行う意識啓発	男女共同参画推進登録団体と共催で市民向けの啓発事業を実施します。	人権・男女共同参画課
24	人権及びジェンダー平等に関する講座の開催	ジェンダー平等や人権尊重について学習できる講座等を公民館事業として地区公民館で開催します。	中央公民館



施策8 「防災分野における女性参画の推進」

事業		事業概要	担当課
25	女性防災リーダーの育成	災害に備える知識や技術を学ぶ女性コミュニティ講座を開催し、女性防災リーダーを育成します。また、その女性防災リーダーが防災知識の普及啓発を推進する講師となることで、地域防災における女性参画の促進を図ります。	災害対策課
26	防災に関するジェンダー平等意識の醸成	被災時において、一人一人のニーズの違いを踏まえた視点や、性別に関わらず誰もがリーダーとしての参画に十分配慮できるよう、防災訓練や様々な機会を捉え、啓発を通じてより一層推進します。	災害対策課

施策9 「農業分野における女性参画の推進」

事業		事業概要	担当課
新規 27	農業分野における女性活躍の支援	6次産業化や事業者間のネットワークの取組を促進するとともに、新商品の開発、品質向上やブランド化等を支援します。	産業振興課 農水産課
新規 28	農業分野における女性活躍の拡充	研修会や相談窓口等を通じて、意識啓発を図り、女性の活躍の機会を拡充します。	農水産課



基本方針3 ワーク・ライフ・バランスの推進

指 標

項目		現状値	前期目標値 (令和9年度)	後期目標値 (令和13年度)
1	市役所における男性職員の育児休業取得率 (職員課)	(令和4年度) 26.4%	85.0% (1週間以上の取得)	85.0% (2週間以上の取得)
2	「ワーク・ライフ・バランスが実現できている」と思う市民の割合 【男女共同参画に関する市民意識調査】 (人権・男女共同参画課)	(令和4年9月) 48.5%	55.0%	60.0%
3	未就学児を育てている夫婦世帯において、「育児・子育て」は「夫婦同じくらい分担している」と回答した市民の割合 【男女共同参画に関する市民意識調査】 (人権・男女共同参画課)	(令和4年9月) 17.9%	20.0%	25.0%
4	イクボス認定事業所数 (人権・男女共同参画課)	(令和5年4月) 48社	60社	70社

男性が、夫や父親として家事や育児、介護に積極的に関わるためにも、ワーク・ライフ・バランスを推進することは重要です。行政は、事業所などと広く連携して、意識啓発や環境整備に取り組む必要があります。

国では、育児期における休暇取得や柔軟な働き方を推進し、「男性の育休は当たり前」になる社会の実現を目指していることから、本市においても様々な取組を行います。

施 策

施策の方向4 市の率先行動

本市が率先してジェンダー平等を推進することにより、モデル事業所としての役割を果たしていきます。また、男女共同参画に対する職員の意識向上や、誰もが働きやすい職場づくりに取り組みます。

施策10 「仕事と生活の両立ができる職場環境の構築」

事業		事業概要	担当課
29	職場環境の整備	在宅型テレワークやオンライン会議を実施するなど、ICTを活用してワーク・ライフ・バランスの推進や業務効率の向上を図ります。	デジタル推進課 職員課
30	仕事と家庭の両立支援の取組	「出生時における育児休業（民間企業等における「産後パパ育休）」をはじめ、各種両立支援制度に関する情報を周知し、男性の家事・育児等への積極的な参画を促進します。また、研修等を通じ育児・介護休業等への理解を深めることにより、休暇の取得から職場復帰まで円滑に行えるよう支援します。	職員課
31	ワーク・ライフ・バランスの推進	時間外労働を削減するとともに、育児に参加しやすく、多様で柔軟に働ける職場の実現に向けて、労働環境の整備を図ります。	職員課

施策11 「市役所におけるイクボスの推進」

事業		事業概要	担当課
32	イクボス養成と拡大	部下のマネジメントを担う担当長以上の職員にイクボス宣言の働きかけをするとともに、職員に向けた研修の開催と、イクボスのための情報提供をします。また、その取組を市内の事業所に向けて発信してイクボスの拡大を図ります。	人権・男女共同参画課

施策の方向5 男性の家事、育児、介護への参加の促進（女性活躍推進計画を兼ねる）

家庭において、固定的な性別役割分担意識を変えて、男性が従来からの仕事中心の生き方を振り返り、育児や介護など家庭内の仕事について責任を分かち合うことができるよう、男性の育児、介護への参加を働きかけ、知識や技術の習得を支援し、男性自身の理解の促進や意識改革を図ります。また、「産後パパ育休（出生時育児休業）」の取得が進むよう事業者が受けられる助成制度の活用を広く周知していくとともに、本市独自の取組についても検討します。

施策12 「男性の家事、育児、介護参画の意識づくり」

事業		事業概要	担当課
新規 33	産後パパ育休（出生時育児休業）の拡大	母親の育児負担を軽減するため、「産後パパ育休（出生時育児休業）」の拡大を強く働きかけ、助成制度の活用を事業者へ周知していくとともに、本市独自の取組についても、検討します。	産業振興課 人権・男女共同参画課 （調整中）
【再】 16	家族介護教室の開催	介護負担が軽減できるよう、介護に関する適切な知識及び技術が取得できる家族介護教室を開催します。	地域包括ケア推進課
34	父親のための育児支援事業の実施	母親父親教室の開催や父子手帳等のリーフレットを配布して、父親の子育てへの参画を促進します。	健康課
35	子育て力推進講座の開催	男性の育児参加促進のため、親子を対象とした講座を地区公民館で開催します。	中央公民館
36	男性の生活自立促進講座の開催	男性の生活自立を促進するため、料理教室などの講座を地区公民館で開催します。	中央公民館



施策13 「男性自らの働き方の見直し」

事業		事業概要	担当課
37	各課事業における男性に対する働き方見直しの視点の促進	市役所職員に対して、ワーク・ライフ・バランスの推進や働き方の見直しの重要性を理解し、各課事業の中で、男性や働く世代を対象とした事業が、ジェンダー平等や働き方の見直し意識を啓発する機会も担えるよう、意識と視点について啓発します。	各課
38	誰もが働きやすい環境づくり	ワーク・ライフ・バランスに関する情報を市ウェブ上の定期更新ページ「ひらつか労働ニュース」にて発信するとともに、関係機関と連携し、労働相談やセミナー開催等、様々な機会を捉え、誰もが働きやすい環境づくりを促進します。	産業振興課
39	男性が参加するイベントでの啓発	男性自らが意識改革できるよう、市のイベントやスポーツ観戦などの場で、リーフレットを配布するなどし、意識啓発をします。	人権・男女共同参画課

施策の方向6 事業所の実施する働き方改革への支援（女性活躍推進計画を兼ねる）

事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスを推進することが、従業員の心身の健康や生産性の向上などにメリットがあることを周知し、先進的な取組事例などの情報を提供するとともに、事業所向けイクボス認定制度の拡充を図ります。また、女性活躍推進協議会を通して、事業所と行政がそれらの支援策について共に協議を行います。

施策14 「事業所におけるイクボスの推進」

事業		事業概要	担当課
40	総合評価入札制度の継続	女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進する事業所を、入札制度において優遇する取組について継続します。	契約検査課
41	市内事業所への啓発等	平塚市工業会連合会等の会議等の機会を活用して、働き方改革に向けた取組の促進を図ります。また、市ウェブ上の定期更新ページ「ひらつか労働ニュース」等を通じて、イクボスに関する情報を随時周知し、啓発します。	産業振興課

事業		事業概要	担当課
42	事業所向けイクボス認定制度の普及	事業所がワーク・ライフ・バランスを推進し、経営者も労働者も満足する新しい働き方へ改革するためのきっかけとなるようイクボス宣言をし、新しい働き方を推進していく事業所を認定する制度の更なる普及を図ります。	人権・男女共同参画課

施策15 「女性活躍推進のための協議」

事業		事業概要	担当課
43	情報共有・提供の場づくりの促進	平塚市工業会連合会等の会議等の機会を活用して、女性活躍推進のための情報共有・提供の場づくりを進めます。	産業振興課 人権・男女共同参画課
44	女性活躍推進協議会による事業所の取組促進のありかた協議	事業所と行政、市民が当事者として一体となり、どのようにしたら働き方改革が進み、ワーク・ライフ・バランスが推進されるか、取組を協議します。	人権・男女共同参画課



基本方針4 心とからだを大切にす環境づくりの推進

指標

項目		現状値	前期目標値 (令和9年度)	後期目標値 (令和13年度)
1	DVの相談ができる窓口を一つでも知っている市民の割合 【男女共同参画に関する市民意識調査】(人権・男女共同参画課)	(令和4年9月) 56.4%	60.0%	65.0%
2	DV(身体的、精神的、社会的、経済的、性的)の行為を全て暴力だと思ふ市民の割合※1 【男女共同参画に関する市民意識調査】(人権・男女共同参画課)	(令和4年9月) 86.9%	88.0%	90.0%
3	妊婦健診の受診率(健康課)	(令和4年度) 97.5%	98.0%	98.0%
4	平塚市パートナーシップ宣誓制度※2を知っている市民の割合 【男女共同参画に関する市民意識調査】(人権・男女共同参画課)	(令和4年9月) 9.8%	15.0%	20.0%

※1 DV(身体的、精神的、社会的、経済的、性的)の行為を全て暴力だと思ふ市民の割合

DVは、5種類の暴力に分けることができるといわれており、それぞれの代表的な行為「平手で打つ(身体的)」、「大声でとなる(精神的)」、「相手の交友関係や電話を必要以上に監視する(社会的)」、「家に生活費を入れない(経済的)」、「相手が嫌がっているのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる(性的)」を全て「暴力だと思ふ」と回答した市民の割合

※2 平塚市パートナーシップ宣誓制度

セクシュアルマイノリティや事実婚のカップルなど同性・異性を問わずパートナーシップのある2人が、互いに人生のパートナーであることを宣誓し、市長がその事実を公的に証するもの

私たちが目指すジェンダー平等社会は、一人ひとりが尊重される社会であり、その基礎にある理念は人権です。

本市では、配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力に対する対策、困難な問題を抱える女性や高齢者、外国籍市民などへの支援について、様々な取組を行います。また、セクシュアルマイノリティへの理解促進に取り組みます。

施策

施策の方向7 DVの根絶（DV防止計画を兼ねる）

DV（配偶者等からの暴力）を防止し、暴力を許さない社会風土を形成するために、DVを理解するための情報を提供するとともに、交際相手からの暴力（デートDV）の問題も深刻になってきていることから、若い世代への教育にも取り組んでいきます。

相談から自立まで切れ目のない支援を行っていくため、関係機関と連携し、DV被害者やその子どもが問題を抱え込まないよう相談に対応するとともに、被害者が安心して訪れることのできる相談窓口として周知します。

施策16 「DV被害者に対する相談体制の充実」

事業		事業概要	担当課
45	女性のための相談窓口でのDV被害者からの相談対応	市役所内外の関係機関と連携を取り、専任の女性相談員がDV被害者の立場に立って相談に対応します。	人権・男女共同参画課
46	女性のための無料法律相談会の開催	DV被害者が無料で法律相談を受けられるよう、女性弁護士による相談会を開催します。	人権・男女共同参画課
47	女性のための相談窓口の周知	DV相談が受けられる窓口として、平塚市女性のための相談窓口や国及び県などの窓口について周知します。	人権・男女共同参画課

施策17 「DV被害者の自立に向けた支援の充実」

事業		事業概要	担当課
48	各種税証明の発行制限	DV被害者の各種税証明の発行を制限することにより、DV被害者の保護を図ります。	固定資産税課
49	住民基本台帳事務における支援措置	DV被害者の住民票や戸籍の附票の交付を制限することにより、DV被害者の保護を図ります。	市民課
50	DV被害者の一時保護やその後の自立に向けた支援	県や警察などの関係機関との連携により、適切にDV被害者を保護し、自立に向けて生活安定のために支援します。	人権・男女共同参画課

事業		事業概要	担当課
51	「平塚市DV防止等ネットワーク会議」の開催	DVの防止及びDV被害者への円滑な対応と支援のため、市役所内外の関係機関で構成するネットワーク会議を開催します。	人権・男女共同参画課
52	生活に困窮する人に対する経済的支援	生活困窮にあるDV被害者に対し、生活の立て直し、自立に向けて、生活保護制度による経済的支援をします。	生活福祉課
53	生活保護受給者の自立に向けた支援	就労支援のため就労支援員を配置し、自立支援の組織的対応を図ります。また、ハローワークと連携して「生活保護受給者等就労自立促進事業」を実施し、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた就労を支援します。	生活福祉課
54	DV被害者の各種手続等への配慮	次の事項について、居住地に住民登録ができない場合でも手続等ができるよう配慮することにより、DV被害者の保護を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等への入所調整 ・ 児童手当の受給、小児医療証の交付等 ・ 国民健康保険への加入等 ・ 検診（健診）及び予防接種等の実施 ・ 市立小中学校への入学及び転校等 	保育課 こども家庭課 健康課 保険年金課 学務課
55	DV被害者の市営住宅申込資格の緩和	DV被害者のため市営住宅の入居に配慮し、申込資格の緩和を実施します。	建築住宅課
56	選挙人名簿抄本閲覧等制限の適切な運用	関係課と連携し、選挙人名簿抄本閲覧制限の制度の適切な運用を行うことで、DV被害者の保護を図ります。	選挙管理委員会

施策18 「DV防止のための啓発」

事業		事業概要	担当課
57	外国につながるのある市民への啓発	外国につながるのある市民を対象とした相談窓口や、様々な場において、幅広い世代の方へDV防止等のちらしを配架・配布することにより情報提供し、DVの防止につなげます。	文化・交流課
58	学校でのデートDV防止講座の開催	市内の中学校で、生徒や教員に対しデートDV防止講座を開催します。	人権・男女共同参画課

事業		事業概要	担当課
59	20歳となる青年へのデートDV防止の啓発	20歳となる青年へ、デートDV防止を啓発します。	人権・男女共同参画課
60	「女性に対する暴力をなくす運動」期間における周知、啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」の期間（毎年11月12日から25日までの2週間）に、DVや犯罪被害等の防止を周知し、啓発します。	人権・男女共同参画課

施策の方向8 心身の健康支援と性に関する理解の促進

セクシュアル・ハラスメントなどのハラスメントは、重大な人権侵害であるとともに、ジェンダー平等社会の形成を阻害する大きな要因となります。ハラスメントを防止するため、互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進めていけるよう様々な啓発を行うとともに、性別や国籍、年齢などに関わりなく、誰もが個性と能力を発揮し、安心して暮らせるよう相談支援体制や環境の整備を進めます。

また、性に関する理解の促進のため、児童生徒を対象にした健康教育を行うとともに、令和4年4月に導入した「平塚市パートナーシップ宣誓制度」においては、他自治体との連携を進めるなど行政サービスの拡充を図ります。

施策19 「ハラスメント防止のための啓発」

事業		事業概要	担当課
61	市役所でのハラスメント防止の啓発	ハラスメントの防止に向けて職員へ啓発します。	職員課
62	事業所でのハラスメント防止の啓発	市ウェブ上の定期更新ページ「ひらつか労働ニュース」を活用して事業所に対して啓発するとともに、かながわ労働センター湘南支所と連携し、労働相談を実施します。	産業振興課
63	学校でのハラスメント防止の啓発	ハラスメントの防止に向けて教職員へ啓発します。	教職員課
64	市民病院でのハラスメント防止の啓発	ハラスメントの防止に向けて市民病院職員へ啓発します。	病院総務課

施策20 「誰もが安心して暮らせる環境の整備」

事業		事業概要	担当課
65	外国籍市民相談窓口（一元的相談窓口）の運営	言葉や文化が異なる外国籍市民が安心して暮らせるよう、多言語で外国籍市民相談窓口（一元的相談窓口）を運営します。	文化・交流課
新規 66	日本語教室の開催	市内の公共施設などで日本語教室を開催します。	文化・交流課
【再】 60	「女性に対する暴力をなくす運動」期間における周知、啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」の期間（毎年11月12日から25日までの2週間）に、DVや犯罪被害等の防止を周知し、啓発します。	人権・男女共同参画課
新規 67	ホームレス※への支援	生活困窮者自立相談支援事業等による支援のほか、一時生活支援事業の活用、また、女性の場合は、必要に応じて庁内で女性保護事業を実施する部署と連携した支援を行います。	福祉総務課
68	高齢者の権利擁護推進	判断力の低下により権利侵害を受けている又はその可能性のある高齢者の権利擁護の視点に立った相談支援、日常生活自立支援事業の利用促進、成年後見制度の情報提供及び利用相談、エンディングノートの活用等により、自己決定に基づいた本人らしい生活を支援し、安心して暮らし続けられるよう支援します。	高齢福祉課
69	高齢者虐待防止のための取組	高齢者虐待防止体制の整備を推進し、高齢者虐待の防止、早期発見をするため市民への普及活動を行うとともに、虐待発生時の早期対応・解決ができる体制づくりを行います。	高齢福祉課
70	シニア向け就労支援セミナーの開催	シニア向け就労支援セミナー・個別相談会を開催するなどして、就労を支援します。	高齢福祉課
71	障がい者の権利擁護推進	障がい者が地域の中で主体的に生活し、自己実現を図ることができるよう、虐待防止をはじめとした権利擁護を推進します。	障がい福祉課
72	子ども学習支援委託事業の実施	将来の自立に向けた高等学校・専門学校・大学等進学のため、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生・高校生に学習の支援をします。	生活福祉課

※ ホームレス

都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者及びそのおそれのある方

事業		事業概要	担当課
73	家庭児童相談等の実施	児童虐待等について、関係機関と連携して相談業務や防止対策を行います。 また、ひとり親家庭に対して、母子・父子自立支援員が母子・父子寡婦福祉資金の貸付けの相談や自立への相談に応じます。	こども家庭課
74	青色防犯パトロールの実施と「ながら見守り」の推進	青色回転灯パトロール車によるパトロール、各自治会、公民館及び学校に「ながら見守り」のチラシ配布を実施します。	教育指導課
新規 75	ニュースポーツ・レクリエーションの普及	誰もが自らの体力や身体状況に応じて、気軽にスポーツに親しむことができ、いきいきとした生活を送れるような環境づくりを推進します。	スポーツ課
新規 76	図書館サービスの充実	障がいのある方や外国語を母語とする方への適切な資料提供や、来館が難しい高齢者や幼児が自分で本を選べるサービスとして、出前図書館や団体貸出の運用方法、有料の郵送サービス等を検討します。また、生活動線上に貸出・返却ポイントを拡充させるなど、利便性を向上させます。	中央図書館

施策21 「生涯を通じた健康支援」

事業		事業概要	担当課
77	自殺対策事業の実施	誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、市民への啓発、悩みや困りごとを抱えている人に気づき、声をかけ、話を聞き、適切な支援へつなぐ「ゲートキーパー」の養成など、総合的な自殺対策を推進します。	福祉総務課
78	保健福祉総合相談・くらしサポート相談での相談対応	生活・仕事・病気のことなど、様々な悩みや困りごとの相談に寄り添い、一緒に考え支援します。	福祉総務課
79	妊産婦への支援	妊婦健診、妊婦歯科検診、妊産婦訪問、産後ケア事業、産前・産後サポート事業、特定不妊治療費の助成、などを通して、健やかな妊娠・出産・産後を支援します。	健康課
80	健康増進事業の実施	喫煙予防、がん検診の受診勧奨、ライフステージに応じた健康情報の提供、若年女性の栄養不足の解消等の健康増進事業を、協定締結企業等と相互に連携しながら協働で実施します。	健康課

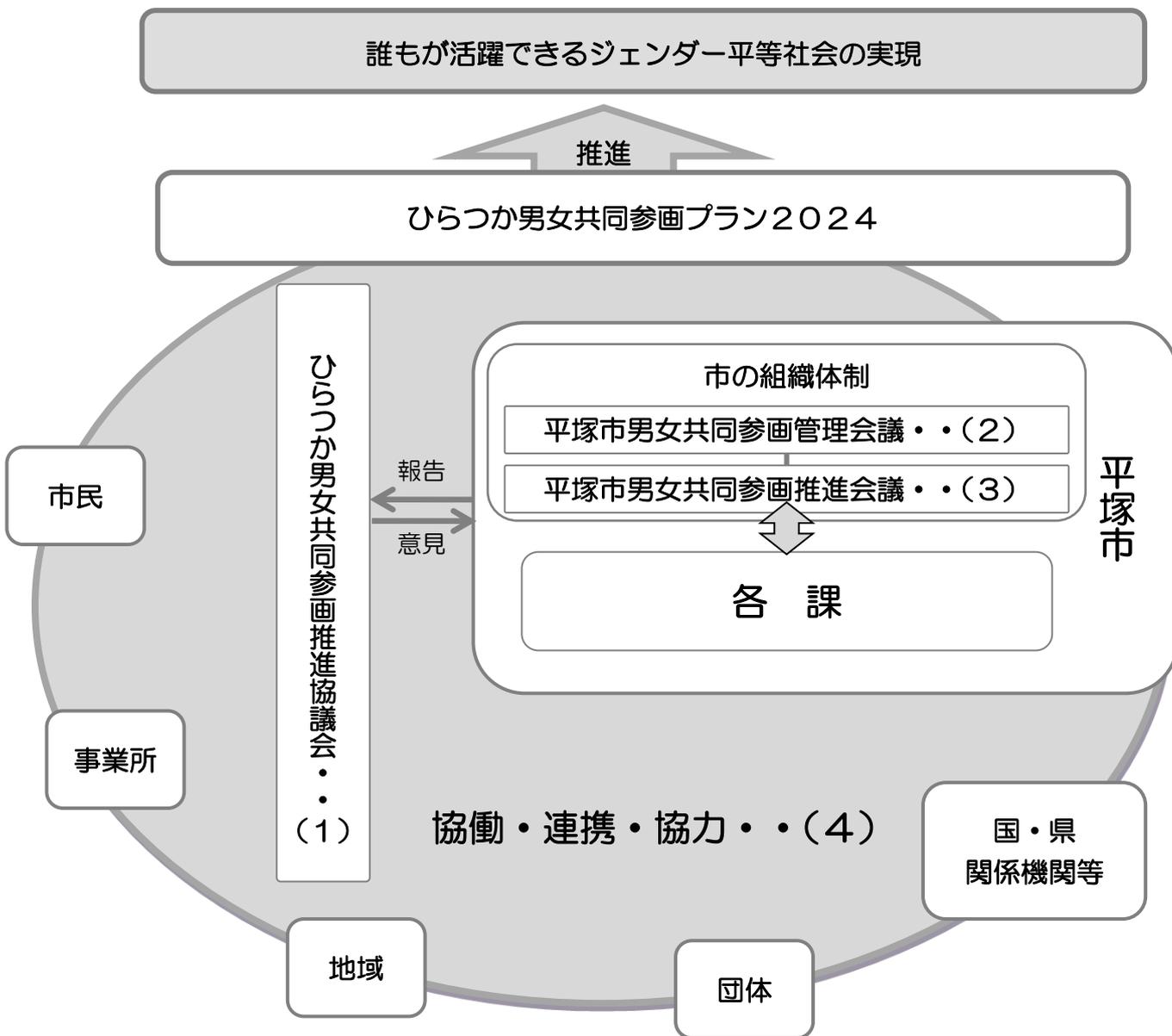
事業		事業概要	担当課
81	学校教育における性教育、健康教育の実施	学校からの依頼に応じ、思春期教室を開催します。	健康課
		児童生徒の性に関する正しい知識や、薬物、喫煙等による健康被害の理解を深めるために、体育・保健体育の授業や学級活動において健康教育を計画的に実施します。	教育指導課
82	介護予防のための取組へのきっかけづくり	高齢者の心身の状態を把握し、介護予防のための取組へのきっかけとなる「フレイルチェック」等を実施します。	保険年金課
83	特定健康診査・特定保健指導の受診率向上	特定健康診査・特定保健指導の受診率を向上させ、生活習慣病を予防します。	保険年金課
新規【再】75	ニュースポーツ・レクリエーションの普及	誰もが自らの体力や身体状況に応じて、気軽にスポーツに親しむことができ、いきいきとした生活を送れるような環境づくりを推進します。	スポーツ課

施策22 「セクシュアルマイノリティに関する理解の促進」

事業		事業概要	担当課
新規84	セクシュアルマイノリティに関する取組の実施	セクシュアルマイノリティに関する職員研修やパネル展を実施し、性の多様性に関する理解を深めます。	人権・男女共同参画課
新規85	パートナーシップ宣誓制度の拡充	「平塚市パートナーシップ宣誓制度」において、他自治体との連携を進めます。	人権・男女共同参画課
新規86	行政サービスの実施	パートナーシップ宣誓書受領証等の提示により利用可能な行政サービスを実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の交付申請 ・市営住宅の入居申込み、同居申請、承継申請 ・下水道使用料の減免申請 ・り災証明書の交付申請 ・搬送証明書の交付申請 	固定資産税課 建築住宅課 下水道経営課 消防署管理担当
新規87	行政サービスの拡充	パートナーシップ宣誓書受領証等の提示により利用可能な行政サービスを拡充します。	人権・男女共同参画課

1 計画の推進体制

ジェンダー平等の推進に関する施策は、行政の各分野や市民生活の様々な分野に及びます。そのため、市民、事業所、地域、団体などの多様な主体と連携しながら、力を合わせて取り組んでいく必要があることから、次の体制により継続して進めます。



(1) ひらつか男女共同参画推進協議会（市審議会）

学識経験者、関係団体の代表者及び公募市民により構成される組織です。「誰もが活躍できるジェンダー平等社会の実現」に向けて、「ひらつか男女共同参画プラン2024」に掲げた施策が推進されるよう、施策の実施状況やあり方等について意見し、計画をより効果的に推進します。

(2) 平塚市男女共同参画管理会議（市役所内組織）

本計画において位置付けた各施策を推進していくためには、全庁的な協力体制を築きながら取り組む必要があるため、副市長を会長、全部長級職員を委員として構成する「平塚市男女共同参画管理会議」を設置し、ジェンダー平等の推進に向けての施策の充実を図るとともに、総合的かつ効果的に推進します。

(3) 平塚市男女共同参画推進会議（市役所内組織）

全課長級職員を委員として構成する「平塚市男女共同参画推進会議」を設置し、市政のあらゆる分野においてジェンダー平等を推進するための意識を職員全体に浸透させ、本市が実施する様々な施策へのジェンダー平等の視点の導入を積極的に図ります。

(4) 市民、事業所、地域、団体との協働、連携、協力

「誰もが活躍できるジェンダー平等社会の実現」に向けて、本市が実施する施策だけでなく、市民、事業所、地域、団体が主体的に男女共同参画の意識を持って活動することは重要です。特に、ワーク・ライフ・バランスの推進は、事業所の担う役割が大きいことから、積極的に連携して取組を進めます。

2 計画の進捗管理

本計画において位置付けた各施策を着実に推進するため、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、年度ごとに「Plan（計画）」「Do（実施）」「Check（評価）」「Action（改善）」のサイクルで事業の進捗管理を継続して行います。

